

令和5年度
西東京市事務事業評価報告書

令和6年2月
西東京市

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 行政評価の概要..... | 1 |
| 1 | 行政評価とは..... | 2 |
| 2 | 行政評価の目的..... | 2 |
| 3 | 行政評価の階層..... | 3 |
| 4 | 事業見直しの視点..... | 4 |
| 5 | 行政評価スケジュール..... | 4 |
| 6 | 事務事業評価の事業選定の考え方..... | 5 |
| 7 | 行政評価制度（事務事業評価）の流れ..... | 6 |
| II | 令和5年度行政評価（事務事業評価）..... | 7 |
| 1 | 行政評価（事務事業評価）の取組状況..... | 8 |
| 2 | 行政評価（事務事業評価）の結果一覧..... | 8 |
| 3 | 外部評価の取組状況..... | 10 |
| | （1）実施概要..... | 10 |
| | （2）外部評価対象事業の選定..... | 10 |
| | （3）外部評価の実施..... | 10 |
| | （4）外部評価の評価結果..... | 11 |
| 4 | 事務事業評価シートの見方..... | 14 |
| | （1）事務事業評価シート..... | 14 |
| | （2）検証項目判断基準（事後評価）..... | 16 |
| III | 事務事業評価シート..... | 17 |

I 行政評価の概要

1 行政評価とは

- 行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的に定義されており、行政評価を通じて出された結果を予算や計画等へ反映することで、より良い行政運営が可能になります。
- 行政評価は、政策、施策、事務事業について、それぞれ事業実施前(事前評価)、事業実施後(事後評価)に行うことができます。
- 本市では、市の事業を不断に見直し、限られた行政資源(人員・財源等)を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い事業運営を行っていくためのツールの1つとして、平成 17 年度から行政評価制度を本格導入しました。
- 平成 26 年度には、制度の再構築を行い、より広い視野から行政運営の見直しを行うため、主に総合計画に掲げた施策・事業を対象として、事務事業評価と施策評価を交互に実施しました。平成 23 年度からは、事務事業評価で外部評価を試行的に実施するなど、内容の拡充に努めてきました。
- 平成 26 年度においても、制度の再構築を行い、事務事業評価への外部評価の本格導入、評価結果への対応状況のフォローアップを強化するなどの見直しを行いました。
- 平成 29 年度には、平成 21 年度より交互に実施してきた事務事業評価、施策評価の評価実施サイクルの見直しを行い、制度を再構築しました。
- 令和5年度には、令和6年度から始まる第3次総合計画の前期期間について、第2次総合計画の前期期間と同様、事務事業評価と施策評価を交互に実施することとしました。

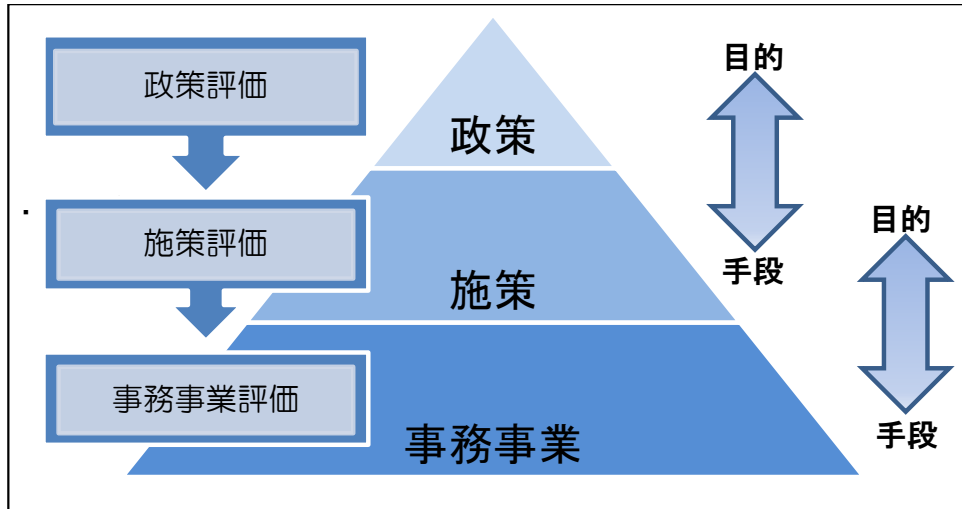
2 行政評価の目的

- 行政評価を実施する目的は、予算・計画を重視し、実施後の検証が不十分であった行政のサイクルに、結果評価のステップを導入することで、計画そのものの有効性を検証し、効率的かつ効果的な事業実施の促進を図ることです。限られた行政資源(人員・財源等)を効率的・効果的に配分し、重要課題に対応していくためには、PDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善が不可欠です。
- 本市においても、労働力人口の減少や高齢化の進行などを踏まえ、戦略的な行政経営や費用対効果の高い事業運営を行うために、行政評価制度を通じた事務事業の見直しによるPDCAサイクルを確立し、評価結果を予算や事業計画等へ反映することで、質の高い行政運営を目指します。



3 行政評価の階層

- 行政評価は、評価の階層として、政策評価、施策評価、事務事業評価に分類されます。これらの階層は、政策→施策、施策→事務事業それぞれに目的→手段という関係にあり、上位の目的を実現するための手段として位置づけられます。



- 階層それぞれの評価は、以下のとおりです。

① 政策評価

政策評価は、まちづくり全体の将来目標などを示したビジョン・方針について評価するものです。このような評価は基本的には選挙などを通じて行っていくことが望まれます。

② 施策評価

施策評価は、事務事業の集まりである施策について、その達成状況を把握し、政策を実現するための手段としての有効性等を評価するものです。施策をある方向性で実施したことで、市民生活にどのような影響があったのか(=成果)を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図る仕組みです。

なお、施策の成果が上がれば、どのような内容・取組・方法でも良いというわけではなく、事務事業評価と連携し、事務事業それぞれの効率化も必要となります。本市においては平成 22 年度から導入しました。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、個々の事務事業の有効性、効率性、経済性に関する判定をします。この階層の評価は、精緻な分析を行うことで事業プロセス改善に役立ちます。

しかし、評価の性格上、個別の精緻な分析をするために、横断的な視野・目的に関する事務事業の位置づけの把握、優先度の把握が難しい等のデメリットもあります。本市においては、平成 17 年度から、この事務事業評価を本格導入しました。

4 事業見直しの視点

- 行政評価により目指すべき目標及び評価の視点は下記のとおりです。
- 事務事業評価では、主にア、イ、エの視点に基づいて実施します。
- 施策評価では、主にウ、オの視点に基づき実施します。

目標①:市民の視点に立った事務事業の見直し・事務改善

【視点】ア 時代の変化・市民要望等を踏まえ、構築すべき施策・事業や、事業の受益者負担の導入等を検討します。

目標②:総合計画事業等の的確な進行管理

【視点】イ 将来にわたる市を取り巻く行財政環境や市民要望等を総合的に勘案し、効率的・効果的な事業運営を行います。

ウ 施策目標の実現に向けた事業の優先度・貢献度を判定し、総合計画に掲げられた市の主要事務事業を戦略的に展開していきます。

目標③:限られた行政資源の適正配分・有効活用

【視点】エ 庁内類似事業の整理・統合や多摩 26 市平均との比較に留意して、西東京市の事業サービス水準を調整します。

オ これまでの成果や課題を把握し、市が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

5 行政評価スケジュール

- 事務事業評価と施策評価を交互に実施するとともに、評価した事業に対するフォローアップについては、毎年度実施し、評価結果に対する着実な見直しを図ります。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事務事業評価 | ○ | — | ○ | — | ○ |
| 施策評価 | — | ○ | — | ○ | — |
| 評価した事業に対する フォローアップ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

6 事務事業評価の事業選定の考え方

■ 事務事業評価の事業選定の対象項目は、以下のとおりです。

① 補助金・負担金

平成 25 年度事務事業評価外部評価における指摘に基づき、補助金・負担金全般についても事務事業評価の対象とし、評価を実施しています。

② 施策評価のフォローアップ

施策評価によりコストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に連なる事業について、事務事業評価を実施します。

③ 過去に評価した事業に対する再評価

過去に見直しの評価を受けた事業で、評価年度から4年度を経過しても十分な見直しを行うことができなかった事業は、評価年度から5年度目以降、見直しの進まない要因も踏まえて再評価を実施します。

④ 経常事業

経常事業は必要に応じて評価を実施することとし、課題や見直しの方向性が明らかである事業については、行財政改革大綱アクションプランにおいて進捗管理を行うなど、評価実施に伴う業務負担の軽減にも配慮します。

■ 令和5年度事務事業評価における事業選定の対象要件は、下表のとおりです。

| 対象項目 | 対象要件 |
|---------------|---|
| 令和2年度新規事業 | <p>令和2年度予算の概要で示した主な事業における新規事業のうち、以下の事業を除いたもの。</p> <p>① すでに完了・休止・廃止等になっている事業</p> <p>② 国都補助事業(決算で充当された事業を除く)</p> <p>③ 法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上評価が困難であると考えられる事業</p> |
| 過去評価事業に対する再評価 | <p>これまでに評価しているもののうち、事業費の推移、社会情勢の変化、業務効率などの視点から改めて評価を実施する必要があると思われる事業</p> |
| 経常事業 | <p>事業所管課等において課題や改善の余地があると認識している事業で、事務事業評価を行うことにより改善・見直しに繋がるとと思われる事業</p> |

7 行政評価制度(事務事業評価)の流れ

ステップ1 一次評価

～現場の意見を反映～

事業担当課によって事業の達成状況、現場の課題、他の類似事業との比較を客観的・統一的手法により評価します。



ステップ2 二次評価

～客観的な評価により各事業の課題を把握～

現場に近い管理職(事務事業等適正化委員会)によって、客観的な視点から評価し、各事業における西東京市の水準、課題を明確にします。



ステップ3-1 市民要望等の聴取

～市民要望・学識意見を反映～

中間の評価結果を公表するとともに、市民説明会や市民意見提出手続制度(パブリックコメント)で市民要望等を把握します。



ステップ3-2 外部評価

～行財政改革推進委員会による評価～

市民や有識者など行政外部の視点による評価を取り入れます。



ステップ4 部長調整会議

～全庁的視点による事業の選択と集中～

より高度の視点から、西東京市における課題や市民需要等を把握し、選択と集中によって事業見直しのポイントを提示します。



ステップ5 行財政改革推進本部評価

～経営トップによる判断～

行財政改革推進本部(市長等経営層から構成)において、市の戦略を明らかにします。



ステップ6 改善の方向性・スケジュール

～今後の対応～

行財政改革推進本部評価を受けて、事業担当課が今後の改善の方向性やスケジュール等を示し、事業改善に向けて取り組みます。

評価した事業に対するフォローアップ

事業を評価した翌年度に、当該事業に対するフォローアップを実施することにより、評価結果に対する着実な見直しや予算への反映に向けて、進捗管理を行います。

Ⅱ 令和5年度行政評価(事務事業評価)

1 行政評価(事務事業評価)の取組状況

- 令和5年度は25の事業(事後25・事前0)を評価しました。
- 二次評価までの評価結果は、市HPにおいて公表し、8月1日から8月31日までパブリックコメントによる意見募集を行いました。
- 行財政改革推進本部評価では、寄せられたパブリックコメントの意見や外部評価結果等も踏まえ、最終的な評価を行いました。

2 行政評価(事務事業評価)の結果一覧

【事後評価結果】

| | 拡充 | 継続実施 | 改善・見直し | 抜本的見直し | 廃止 |
|--------|----|------|--------|--------|----|
| 一次評価 | 3 | 12 | 6 | 3 | 1 |
| 二次評価 | 1 | 5 | 9 | 7 | 3 |
| 行革本部評価 | 2 | 4 | 14 | 2 | 3 |

拡充：事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。
継続実施：現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。
改善・見直し：現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
抜本的見直し：事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
廃止：事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

【事前評価結果】

| | 事業化 | 実施を延期 | 抜本的見直し | 計画を中止 |
|--------|-----|-------|--------|-------|
| 一次評価 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 二次評価 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行革本部評価 | 0 | 0 | 0 | 0 |

事業化：計画どおり、事業化するもの。
実施を延期：事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。当面、事業化に向けた調整を進めていく。
抜本的見直し：事業の内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
計画を中止：事前評価の結果、事業化しないもの。全く異なる形態で計画を再構築する場合も含む。

《事業別一覧》 個別の事務事業評価の内容は、「事務事業評価シート」をご覧ください。

| 部署名 | | 事業番号 | 事務事業名 | 行革本部評価 | 頁 |
|-----------|-------------|------|--------------------------------|--------|----|
| 企画部 | 情報推進課 | 1 | 公共施設予約管理システム(全庁) | 改善・見直し | 18 |
| 総務部 | 総務課 | 2 | 文書保管委託料 | 改善・見直し | 20 |
| | 職員課 | 3 | 自己啓発経費助成金 | 抜本的見直し | 22 |
| 健康福祉部 | 地域共生課 | 4 | 福祉丸ごと相談窓口 | 継続実施 | 24 |
| | 高齢者支援課 | 5 | ささえあいメール見守り事業 | 廃止 | 26 |
| | 高齢者支援課 | 6 | 老人福祉センターA型施設の浴場 | 廃止 | 28 |
| | 障害福祉課 | 7 | 自動車燃料費助成事業 | 改善・見直し | 30 |
| | 障害福祉課 | 8 | タクシー料金助成事業 | 改善・見直し | 32 |
| | 健康課 | 9 | 健康づくりの推進 (健康事業ガイドの配布) | 改善・見直し | 34 |
| 生活文化スポーツ部 | 文化振興課 | 10 | 市民文化祭運営費 | 継続実施 | 36 |
| | 協働コミュニティ課 | 11 | 女性相談・婦人相談機能の充実 | 改善・見直し | 38 |
| 子育て支援部 | 幼児教育・保育課 | 12 | ファミリー・サポート・センターの運営 | 改善・見直し | 40 |
| | 幼児教育・保育課 | 13 | 保育園運営管理費 (治癒証明書発行手数料) | 改善・見直し | 42 |
| | 子ども家庭支援センター | 14 | 子ども家庭支援センターの運営 | 拡充 | 44 |
| みどり環境部 | 環境保全課 | 15 | 地球温暖化対策事業費 (環境チャレンジ、環境アワード) | 改善・見直し | 46 |
| | ごみ減量推進課 | 16 | 環境美化・喫煙マナー推進事業委託料 | 改善・見直し | 48 |
| | ごみ減量推進課 | 17 | リサイクル推進事業費 (小型家電の回収) | 改善・見直し | 50 |
| まちづくり部 | 都市計画課 | 18 | 都市計画証明 | 廃止 | 52 |
| 教育部 | 教育企画課 | 19 | スクールロイヤー制度の導入 | 継続実施 | 54 |
| | 教育企画課 | 20 | 交換物集配委託料 | 継続実施 | 56 |
| | 学務課 | 21 | 交通擁護委託料 | 抜本的見直し | 58 |
| | 学務課 | 22 | 児童健康管理費 (治癒証明書発行手数料) | 改善・見直し | 60 |
| | 学務課 | 23 | 生徒健康管理費 (治癒証明書発行手数料) | 改善・見直し | 62 |
| | 教育指導課 | 24 | 教職員研究指導事業費 (指導用デジタル教科書) | 拡充 | 64 |
| | 社会教育課 | 25 | 学校施設開放事業の充実 (放課後子供教室) | 改善・見直し | 66 |

3 外部評価の取組状況

(1) 実施概要

| | |
|---------|---|
| 実施目的 | 第三者の視点を取り入れた評価と、職員の説明能力向上。 |
| 評価者 | 行財政改革推進委員会(学識経験者5名、公募市民3名) |
| 説明員 | 評価対象事業の所管課長 |
| 評価対象事業数 | 3事業(下表のとおり) |
| 実施日時等 | ①事業内容の説明 令和5年8月7日(月) ②外部評価の実施 令和5年8月23日(水) |
| 評価結果の取扱 | 行財政改革推進本部最終評価の重要な判断材料とする。 |

(2) 外部評価対象事業の選定

《選定基準》

外部評価対象事業の選定においては、以下の事由のいずれかに該当する事業のうち、事業費の規模や民間活用など外部委員の知見による事業の再構築の観点から選定した。

《選定事由》

- ① 二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③ 一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤ 目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

令和5年度外部評価対象事業

| 事業番号 | 事業名 | 所管課 | 一次評価 | 二次評価 | 掲載頁 |
|------|--------------------------|---------|--------|--------|-----|
| 6 | 老人福祉センターA型施設の浴場 | 高齢者支援課 | 抜本的見直し | 廃止 | 28 |
| 9 | 健康づくりの推進 (健康事業ガイドの配布) | 健康課 | 継続実施 | 抜本的見直し | 34 |
| 17 | リサイクル推進事業費 (小型家電の回収) | ごみ減量推進課 | 抜本的見直し | 抜本的見直し | 50 |

(3) 外部評価の実施

《評価の基本的な考え方》

外部評価は、行財政改革推進本部評価(最終評価)と同様に、「拡充」、「継続実施」、「改善・見直し」、「抜本的見直し」、「廃止」の5つの方向性のいずれかを選択した上で、その理由を記述する。

外部評価は、行財政改革推進委員会の開催により実施し、通常の会議と同様、会議は公開、傍聴も可能とした。

《評価の流れ》

- ① 事業所管課からの説明(事業概要と一次評価の説明) (10分)
- ② 二次評価に関する補足説明(事務局) (3分)
- ③ 質疑応答(課題認識、市民要望、見直しや改善に向けた検討状況等) (10分)
- ④ 評価者間での意見交換と評価結果のとりまとめ (10分)

(4) 外部評価の評価結果

| | | | |
|--|---|-----|--------|
| 事業名 | 老人福祉センターA型施設の浴場 | 所管課 | 高齢者支援課 |
| 評価結果 | 廃止 | | |
| 評価コメント | <p>二次評価に記載があるとおり、老人福祉センター開設当初においては、高齢者の交流の場として、浴場の必要性が高かったものと考えられるが、現在においては、その役割は失われつつあると考えられる。</p> <p>利用者から、浴場を廃止し活動室の拡充を求める声があがっていることや、現在休止している浴場を再開するために必要となる修繕費用や再開した後の維持管理費等も考慮すると、浴場は廃止とし、当該スペースを利用者ニーズに沿った新たな形で活用することが妥当である。</p> | | |
| 外部評価者の主な意見 | | | |
| <p>○再開するためのコストやランニングコストと、利用者ニーズを天秤にかけて評価する必要がある。</p> <p>○自宅にお風呂のない家は少なくなっており、自宅にお風呂がない方へは、公衆浴場の入浴券を支給する高齢者入浴券支給サービスがあるので、廃止が適当である。</p> | | | |

| | | | |
|--|---|-----|-----|
| 事業名 | 健康づくりの推進 (健康事業ガイドの配布) | 所管課 | 健康課 |
| 評価結果 | 抜本的見直し | | |
| 評価コメント | <p>健康事業ガイドについて、各種検診の案内とともに医療マップなども記載されており、市民の健康づくりの推進に役立っているものである。</p> <p>一方、健康事業ガイドに付属のはがきで申込を行っている割合は、若年健康診査で約8分の1、乳がん検診で約4分の1であることから、特に若年層への配布は非効率であると思われる。検診については市報で周知を行っていることなども踏まえ、DXの推進の観点から、全戸配布を見直し、デジタルツールを活用した周知を行うなど、健康づくりの推進に向けた手段の抜本的な見直しに取り組みたい。なお、見直しに当たっては、予算や職員の業務負担の増加にも留意した効率的な方法を検討すること。</p> | | |
| 外部評価者の主な意見 | | | |
| <p>○健康事業ガイドの配布を廃止したとしても、検診については市報で月2回広報を行っており、十分対応できると考える。</p> <p>○健康事業ガイドの配布は手段のひとつであり、健康づくりに対する寄与度で評価すべきである。健康事業ガイドに付属のはがきで申込をおこなっている割合は、若年健康診査では約8分の1、乳がん検診では約4分の1であることから、若年層にははがきの案内は非効率であると読み取れる。</p> <p>○紙を使うか、デジタルツールを使うかどうかは手段にすぎない。デジタルが使えない人に紙を渡す選択をするのではなく、デジタルデバイドを無くす努力の方向性で検討をして欲しい。</p> <p>○健康事業ガイドの配布をやめた際に、検診の個別通知をすることは予算や手間が逆に増えること</p> | | | |

となり、防がなければならない。

○健康事業ガイドが効果を上げているか判断ができない。「抜本的見直し」は強すぎる印象もある。

○受診率の目標は定める必要があると感じる。

| | | | |
|--|--|-----|---------|
| 事業名 | リサイクル推進事業費 (小型家電の回収) | 所管課 | ごみ減量推進課 |
| 評価結果 | 改善・見直し | | |
| 評価コメント | <p>小型家電については、本事業の開始当初は売払いによる歳入が得られていたが、近年は買取り額が下がっただけでなく、逆に処理費用を支払う必要が生じているため、無償回収する小型家電の品目を見直すことは理解できる。</p> <p>また、品目を見直す際は、コスト面のみではなく、本事業の目的である廃棄物の適正管理という視点からも検討する必要があると考える。</p> <p>回収方法の変更により、本事業の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が損なわれないか、無償回収から有償回収に移行した他自治体の事例などの確認を行い、事業の改善・見直しを図っていくことが必要である。</p> <p>よって、まずは、回収方法の変更により、本事業の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が損なわれないか慎重に検証を行った上で、事業の改善・見直しを図っていくことが妥当である。</p> | | |
| 外部評価者の主な意見 | | | |
| <p>○事業の見直しは必要だとは思いますが、コスト面のみではなく、もともとの事業の目的である廃棄物の適正管理という視点で評価をするべきではないか。例えば小型家電を市民の持ち込みによって回収している自治体と、本市のように行政で回収している自治体とで世帯当たりの回収率や、可燃ごみ等への混入率などを比較する必要があるのではないか。</p> <p>○「お金を払うくらいなら、適当に捨ててしまえ」という市民は一定出てくると思う。受益者負担を求めることに反対はしないが、リサイクルの推進という目的の実現ができるかという視点で考えたとき、無償回収から有償回収に移行した自治体の事例の検証が必要ではないか。</p> <p>○他市と比較して小型家電として回収している品目の範囲が広いのであれば見直す必要があるのではないか。</p> <p>○有償回収への変更には賛成だったが、これまでの議論を受けて考えると、事業を吟味し検討する必要があると思う。「改善・見直し」が適切ではないか。</p> <p>○事業を見直すという方向は委員会の意見として間違いはないが、見直しをするにはその根拠をしっかりと持ち、事業の目標を明確にすることが前提である。</p> | | | |

4 事務事業評価シートの見方

(1) 事務事業評価シート

事務事業評価シート

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---------------------|----------------|----|
| 事業番号 | 事務事業名 | 所管部課 | | | | |
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | | | 根拠法令等【2】 | |
| | 事業の実施目的や、実施により達成すべき状態などを記載しています。 | | | 実施の根拠となる法令等を示しています。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 | | | | | |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | | | | |
| 事業の全体像が分かるよう、事業内容や実施方法、業務の流れなどを簡潔に記載しています。 | | | | | | |
| 事業の開始時期を記載しています。 (合併以前の場合は「合併前」として記載しています。) | | 事業の実施形態について該当する項目にチェックをしています。 直営:市が直接実施するもの。 委託:市が民間事業者やNPOなどに委託して実施するもの。 補助:市が団体等に補助金を交付して実施するもの。 | | | | |
| 事業開始時期【5】 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
| | 事業費(A)【7】 | 事業費と主な経費ついて、決算額、予算額に基づき記載しています。 | | | | 千円 |
| | 内訳: 主要な経費: | | | | | |
| | 内訳: その他: | | | | | |
| | 財源: 国庫支出金・都支出金 | 事業費の財源について、記載しています。 | | | | 千円 |
| | 財源: 地方債 | | | | | |
| | 内訳: その他 () | | | | | |
| | 財源: 一般財源 | | | | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 年間で当該事業に関わる所要人員を記載しています。 | | | | 人 |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | | | | | 千円 | |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ () | 評価指標とした各年度の実績値と総コストから単位当たりコストを算出して記載しています。 | | | | 千円 | |
| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
| | ① | | | | | |
| | ② | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | | | | | |
| 事業実施効果等を測るものとして、評価指標を設定し各年度の実績値を記載、数値の経年変化等の要因等について分析し記載しています。 | | | | | | |
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | | | | | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 多摩26市や近隣市などとの比較による本市のサービス水準について記載しています。 | | | |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 代替・類似サービスがあるものについては、具体的な事業名称や本事業との相違点などを記載しています。 | | | |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|---|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | | 「検証項目判断基準」により、事業を所管する課が事業を自己分析し、各検証項目における判定及び判定理由を記載しています。 |
| | 実施主体の妥当性 | | |
| B | 事業(補助)の対象 | | |
| | 事業(補助)の内容 | | |
| | 受益者負担 | | |
| | 事業コスト | | |
| | 業務負担 | | |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 上記の判定理由を踏まえ、事業所管課における評価を決定し、その判断理由や現状の課題などについて記載しています。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|---|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | | 事務事業等適正化委員会(各部庶務担当課長等で構成)による、各検証項目の判定及び判定理由を記載しています。 |
| | 実施主体の妥当性 | | |
| B | 事業(補助)の対象 | | |
| | 事業(補助)の内容 | | |
| | 受益者負担 | | |
| | 事業コスト | | |
| | 業務負担 | | |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 上記の判定理由を踏まえ、事務事業等適正化委員会における評価を決定し、本事業における課題や改善・見直しの方向性などについて記載しています。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|---|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 学識委員及び公募市民委員から構成された行財政改革推進委員会による外部評価の対象となった事業については、外部評価結果及び評価コメントを記載しています。 | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|---|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 市長等経営トップで構成する行財政改革推進本部(行革本部)における評価結果及び評価コメントを記載しています。 | |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | 行革本部評価を踏まえ、事業所管課において、本事業における今後の方向性や改善見直しのスケジュールを記載しています。 |
|----------------------|--|

(2) 検証項目判断基準(事後評価)

| | 項目 | 判定 | 判定理由 |
|--------------------|-----------|-----|---|
| A 事業実施の意義を検証 | 事業の必要性 | 高い | 基礎的な市民生活を送るうえで不可欠な事業である。 |
| | | 普通 | より豊かな市民生活の形成に寄与する事業である。 |
| | | 低い | 目的をある程度達成している。他に優先すべき事業がある。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| | | 課題有 | 民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となって行う必要性が低い。 |
| B 事業の内容・実施方法を検証 | 事業(補助)の対象 | 適切 | 真に必要な対象者にサービスが提供できており、改善・見直しの余地がない。 |
| | | 課題有 | 対象要件など、改善・見直しの余地がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 事業内容等を毎年度見直し・改善を行っている。 または、現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。 |
| | | 課題有 | 事業改善の余地があると思われ、今後、事業内容等の見直し・改善を行う必要がある。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 適正な受益者負担を行っている。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。 |
| | | — | 受益者負担の考え方には、該当しない事業 |
| | | 課題有 | 受益者負担を導入していない、もしくは導入しているが見直しの余地があり、今後、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。 |
| | 事業コスト | 高い | 他自治体と比較して高コストである。 |
| | | 普通 | 他自治体と比較して標準的なコストである。 |
| | | 低い | 他自治体と比較して低コストである。 |
| | 業務負担 | 多い | 事業実施効果に対し、業務負担が大きい。 |
| | | 普通 | 事業実施効果に相応した業務負担である。 |
| | | 少ない | 事業実施効果に対し、業務負担が少ない。 |

Ⅲ 事務事業評価シート

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|---------------------------|---------------|
| 事業番号 1 | 事務事業名 公共施設予約管理システム(全庁) | 所管部課 情報推進課 |
|-----------|---------------------------|---------------|

| | | |
|-----------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 地域情報化の観点から、市民等が公共施設を利用するに当たり、システムを利用して、公共施設予約のワンストップサービスや空き情報の確認を実現することを目的としている。 【根拠法令等：公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |
| | 【事業内容】 施設利用者は、市内に設置されるロビー端末や個人が所有するインターネットパソコン、スマートフォン等を用いて公共施設の使用予約や空き状況照会等ができ、施設を管理する所管課は、施設利用者や予約状況等の管理をシステムを用いて実施している。 【稼働時期】 平成14年5月1日から 【予約可能施設】 田無庁舎・イングビル、田無総合福祉センター、福祉会館(ひばりが丘・下保谷)、障害者総合支援センター、保谷障害者福祉センター、住吉会館、コール田無、アスタ市民ホール、消費者センター分館、市民集会所、コミュニティセンター、エコプラザ西東京、公民館、図書館(ひばりが丘)、タクトホームこもれびGRAFAREホール、スポーツ施設、保育園(一時保育) 【主なシステム機能】 ①利用者登録 ②登録者管理 ③施設の予約状況管理 ④抽選予約 ⑤随時予約 ⑥有料施設の入金処理 | |
| 事業開始時期【5】 | 平成14年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|--------|----|
| | 事業費(A)【7】 | | 9,765 | 9,021 | 10,330 | 16,853 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費：システム運用委託料 | 7,920 | 7,432 | 7,432 | 7,432 | | |
| | その他：修正委託料、機器リース料等 | 1,845 | 1,589 | 2,898 | 9,421 | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | 内訳：その他 () | | | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 9,765 | 9,021 | 10,330 | 16,853 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.60 | 0.60 | 0.60 | 0.60 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 4,532 | 4,383 | 4,383 | 4,383 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 14,297 | 13,404 | 14,713 | 21,236 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (予約可能施設数) | 260 | 244 | 234 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|--|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | ① | 予約可能施設数 | 55 | 55 | 63 | |
| ② | | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 市民が公共施設を利用するに当たり、どれだけの施設数をシステムから予約できるかについてを指標とする。 ※令和4年度：コミュニティセンター8施設追加 ※令和5年度：保育園5園追加 施設追加以外のシステム改修として、インボイス制度対応、出力される登録証のエクセル表示対応を実施する。 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 市民に対するアンケート等は実施していない。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 公共施設予約管理システムは、令和4年度現在、都内26市全市で導入している。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 西東京市の公共施設を市民等が予約できるシステムはない。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 市民が公共施設を予約等するために必要な事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | システムの運用管理は、市が主体的に実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 公共施設管理の観点からすると、システム自体の運用も当課ではなじまないことが多くなってきた。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 運用体制及びシステム機能に改善の余地があると思われ、今後、見直し・改善を行う必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 施設の追加や制度改正に伴い多くのシステム修正を行っているため、運用委託は比較的高い。 |
| | 業務負担 | 多い | システムの運用管理よりも、事業所管課の課題を扱うことが多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | システムの利用者登録の際の電子申請や有料施設の電子決済、市民のワンストップサービスなどのデジタル化を進めるためには、現行システムに機能を追加するのか、新たなシステムに更新するのか等の検討が必要と考えている。 システム導入後20年以上経過し、システム自体は安定稼働となっているおり、現在の課題は、システムへの利用者登録の課題ではなく、公共施設としての全体管理や各施設の運用上の課題にシフトしてきているため、運営体制の見直しが必要と考えている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 施設利用申請に際して来庁等が不要になるなど、市民サービスの向上に資する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体的に実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 施設利用者を対象としたサービス提供である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 運用体制及びシステム機能に改善の余地があると思われ、今後、見直し・改善を行う必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 施設の追加や制度改正に伴い多くのシステム修正を行っているため、運用委託は比較的高い。 |
| | 業務負担 | 多い | 安定稼働のシステム運用に対して所要人員が多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 対象施設の拡大や各施設の利用者登録の統一化など、事業の見直しを行いながらサービス向上を図っていることは評価できる。一方で、システム導入から20年以上が経過し安定稼働となっているものの、引き続きシステム機能に継続的な改修が見込まれ、システム改修費用や運用委託料が高コストとなっている現状であるため、今後の機能改善に際してはシステム入替えを含めて計画的に検討を行う必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、市民が公共施設をオンラインで利用申請できるなど、利便性の向上に資するものであるが、これまで多くのシステム改修を行ってきた結果、運用委託料が比較的高いものとなっている。 今後のシステム選定の際には、電子申請によるシステムの利用者登録や施設使用料の電子決済などのデジタル化を踏まえた機能改善を考慮しつつ、財政負担を軽減できるものとなるよう検討されたい。 |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 運用方法及びシステムについての課題を整理・調整し、公共施設予約管理システムの更新に向けた検討を行う。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|------------------|-------------|
| 事業番号 2 | 事務事業名 文書保管委託料 | 所管部課 総務課 |
|-----------|------------------|-------------|

| | | |
|-----------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 文書管理規程に規定されている文書の保存について、書庫等を原則として事務室以外の場所に収納しておくこととされている。現在、田無庁舎地下2階及び保谷南分庁舎2階に書庫を設置し、各課の文書を保管している。しかし、全ての文書を保管することは容量上不可能なため、外部のトランクルームを活用し、文書の保管を行うことを目的とする。 【根拠法令等：西東京市文書管理規程】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容】 ・書庫について、各課に割り当てられた文書の保管場所（以下「保管場所」という。）がある。 ・各課にて新たな文書が発生し、保管場所に保管している文書の整理を各課が行った結果、保管容量上の問題で保管不可能な文書について、委託をしている外部のトランクルームを活用し、文書の保管を行う。 【実施方法】 ① 総務課で契約をしている委託事業者に預け入れの連絡 ② 委託事業者にて、トランクルームの空き容量を確認 ③ 委託事業者より連絡が入り、預け入れ日を調整 ④ 預け入れ当日、委託事業者が総務課立会のもとトラックにて預け入れ文書を搬入 | |
| 事業開始時期【5】 | 平成23年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 3,999 | 3,932 | 3,986 | 5,933 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費：委託料のうち文書保管料 | 3,496 | 3,742 | 3,511 | 4,943 | | |
| | その他：委託料のうち搬出入費用等 | 503 | 190 | 475 | 990 | | |
| 財源内訳 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| | 一般財源 | 3,999 | 3,932 | 3,986 | 5,933 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 3,999 | 3,932 | 3,986 | 5,933 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (トランクルーム箱数) | 2 | 2 | 2 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|--|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①トランクルーム箱数 | 1,971 | 2,063 | 2,091 | |
| ② | | | | | | |
| | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 実際にトランクルームへ預け入れしている箱数を指標として設定している。 新型コロナウイルス感染症の影響による新たな事業の開始に伴い、給付金申請書やワクチンの予診票など、保管すべき文書が増えた。 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 特になし |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 他市の保管状況を確認したところ、いずれの市も書庫がひっ迫し、トランクルームが活用されていた。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 個人情報適切に保管する上で、不可欠である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 保管自体は委託事業者のトランクルームを活用しているが、管理は市が行うのが望ましい。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 事業の対象として適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 庁舎内の保管スペースに限りがある以上、現状の改善は難しい。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | コストについては、妥当なものである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施効果に相応した業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 現状は庁舎内のスペースに限りがある以上、書庫に保管できない文書箱については、外部委託しているトランクルームに預け入れする方法以外にない。今後、文書箱の保管に適したスペースに余剰が発生し、当該スペースを書庫として運用することが可能となれば検討の余地があると思われる。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 個人情報を適切に管理する上で必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 個人情報に係る事務なので、実施主体は市が行う必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 書庫に保管できない書類の保管方法としては適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | デジタル化に伴うペーパーレス化を推進する必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 委託料としては妥当だが、市が書庫を整備する費用との比較をするべきである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 全体的な事業量の中では負担が大きいとは考えられない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 個人情報を適切に管理する上で、トランクルームの活用は必要であると考え。ただし、本市は、ゼロカーボンシティ宣言を行い環境負荷の少ないまちづくりを進めていることや、預け入れる書類が増える中、事業コストが増加するなど、将来的な視点としてデジタル化に伴うペーパーレス化は、スピード感を持って推進する必要がある。 また、新たに書庫を整備して直接市が保管する場合と、引き続きトランクルームに預け入れを行う場合との費用比較を行い、保管方法について改めて検討されたい。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、庁舎の書庫に保管しきれない文書の保管先としてトランクルームを活用するものであり、適切な文書管理の観点から必要である。 しかしながら、保管委託料は経常的に発生する経費であるため、二次評価にもあるとおり、文書管理事務のデジタル化を推進することで、保存する文書の総量抑制を徹底し、中長期的な財政負担の軽減に努めるべきである。 また、公共施設に余剰スペースが発生した場合には、書庫としての活用可否について検討されたい。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 庁内の電子決裁を推進するとともに、公共施設における余剰スペースの調査及び運用の研究を行う。 ◇令和7年度以降 電子決裁の推進に対応した文書管理システムの更新を行うとともに、文書管理事務のデジタル化を推進する。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|--------------------|-------------|
| 事業番号 3 | 事務事業名 自己啓発経費助成金 | 所管部課 職員課 |
|-----------|--------------------|-------------|

| | | |
|-----------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 自主研修のうち、職員の自己啓発に係る経費を助成することにより、職員の意欲的な自主能力の開発を促進し、もって職員の勤務能率の発揮及び増進に資することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市職員自己啓発経費助成金交付要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容・実施方法】 ■①通信教育研修に対する助成 ・通信教育研修を希望する職員は、通信教育研修に指定した講座の中から科目を選択し、受講申込書を職員課に提出。 ・申込者の中から受講者を決定し、当該年度中に全過程を終了した職員に対して講座の受講料に1/2を乗じて得た額を助成。 ■②資格取得に対する助成 ・指定された資格取得をした職員に対し、資格取得に係る経費の一部(受験料又は検査料等の合計額の1/2(2万円上限))を助成。 ■③自主研究グループ活動に対する助成 ・登録を受けた自主研究グループが行う活動に係る経費の一部を助成する。(1グループ同一年度においては5万円を限度とする。) なお、原則として①は50,000円、②は100,000円、③は50,000円、合計20万円の予算の範囲内で助成。 | |
| 事業開始時期【5】 | 平成16年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|---------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|-----|----|
| | 事業費(A)【7】 | | 67 | 85 | 44 | 200 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費：助成金 | 67 | 85 | 44 | 200 | | |
| | その他 | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 67 | 85 | 44 | 200 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 227 | 219 | 219 | 219 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 294 | 304 | 263 | 419 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (助成を受けた件数) | 42 | 51 | 53 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|--|------|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①助成を受けた件数 | 7 | 6 | 5 | |
| ② | | | | | | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 実績値の内訳 令和2年度【通信教育研修 5件 資格取得 2件 自主研究グループ活動 0件】 令和3年度【通信教育研修 2件 資格取得 3件 自主研究グループ活動 1件】 令和4年度【通信教育研修 1件 資格取得 4件 自主研究グループ活動 0件】 | | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 市民や職員に対するアンケート等は実施していない。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 過去に本市が行った調査では、26市中25市で同様の自己啓発経費助成制度がある状況であった。助成額としては受講経費の自己負担額の1/2を上限としているところがほとんどであり、サービス水準としては本市は中位であると考え。一方、予算額としては下位であると考え。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 代替・類似サービスはない。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 自らの意思で学習することが自己成長意識や自己啓発意識の醸成に繋がる。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 人材育成基本方針に沿って職員課が実施する事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 自己啓発意欲のある職員に対して助成している。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 予算の範囲内において、受講経費の1/2を助成する。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 全額助成ではないことから適切と考える。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して事業実施に対するコストは普通と考える。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施に対する業務負担は普通と考える。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>平成28年度に実施した事務事業評価を踏まえ、平成29年度から現在の形へ再構築するとともに、通信教育研修経費予算は縮減を図っている。</p> <p>また、講座科目についても職務に関係のある科目に絞り込みを行うとともに、通信教育研修を受講後、資格取得へ繋がった場合には資格取得助成の対象とするなど、定期的な内容の見直しや利便性の向上に向けた検討を行っており、継続して実施すべきと考える。一方、受講者数が少ないことは引き続き課題であるため、今後は、公務員としての基礎能力を上げるようなメニューの導入を検討した上で制度利用者の維持・向上に努める。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-----------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 職員の自己研鑽において必要な事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 人材育成基本方針に基づき職員課が実施する事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 職員を対象とする事業である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 助成金の活用状況に課題がある。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 自己負担を伴うため適切である。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して事業実施に対するコストは普通である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施に対する業務負担は普通である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>これまでの事務事業評価を踏まえ、職員の利便性の向上に向けて制度の見直しを図り、事業の再構築を行ったにもかかわらず、助成金の利用実績が伸びない点は大きな課題であり、制度の利用が少ない理由を職員の声などから分析する必要がある。その上で、一次評価に記載のあるような講座科目の拡大などのメニューの見直しにとどまらず、職員にとって利用しやすく、真に職員の自己啓発に資する事業となるよう抜本的に見直しを図られたい。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、職員の自己啓発に係る経費を助成することで、意欲的な自主能力の開発を促すものであり、人材育成を推進していく上で重要である。</p> <p>しかしながら、利用実績が伸びておらず、職員の自己啓発に大きく貢献しているとは言えない状況である。</p> <p>今年度改定される人材育成基本方針が定める職員像の実現に向け、本事業がどのように貢献するか、方針の改定に併せて検証することが必要であり、真に職員の自己啓発に資する事業となるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p> |
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | <p>◇令和6年度 職員の自己啓発に対する支援は継続しつつ、職員のキャリア形成のため、自身の目指すべき姿をより明確にできるような事業とするとともに、人事異動等と連携した取組となるよう見直しを図る。</p> <p>◇令和7年度以降 令和6年度の見直しに基づき、事業実施を進める。</p> |

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|--------------------|---------------|
| 事業番号 4 | 事務事業名 福祉丸ごと相談窓口 | 所管部課 地域共生課 |
|-----------|--------------------|---------------|

| | | |
|-----------|---|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 福祉に関する相談を「丸ごと」受け止め、相談者が抱える様々な課題の解決に向けて各専門機関と連携し、相談支援を行うことを目的とする。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |
| | 【事業内容】 次の窓口による福祉のワンストップ窓口の設置 ・生活サポート相談窓口 生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、ひきこもり・ニート対策事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する窓口 ・ほっとネットステーション どこに相談したらいいかわからない地域の困りごとを地域福祉コーディネーターが受け付ける窓口 ・生涯現役応援窓口 55歳以上の方の就労や社会参加に関する相談を受け付ける窓口 ※令和5年度から高齢者支援課へ移転 <国庫支出金・都支出金> 重層的支援体制整備事業交付金、生活困窮者就労準備支援事業等補助金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 | |
| 事業開始時期【5】 | 令和元年度 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|---------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 66,366 | 52,490 | 73,765 | 76,033 | |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: | | | | | |
| 委託料 | 64,322 | 51,540 | 73,010 | 75,179 | |
| その他: | | | | | |
| 役員費等 | 2,044 | 950 | 755 | 854 | |
| 財源 | | | | | 千円 |
| 国庫支出金・都支出金 | 42,398 | 35,195 | 48,662 | 49,338 | |
| 地方債 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 23,968 | 17,295 | 25,103 | 26,695 | |
| 所要人員(B)【8】 | 5.00 | 5.00 | 6.00 | 6.00 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 37,770 | 36,525 | 43,830 | 43,830 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 4,454 | 4,858 | 4,956 | 4,998 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 108,590 | 93,873 | 122,551 | 124,861 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | |
| (E)=(D)/ (生活サポート相談窓口相談件数) | 10 | 12 | 16 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①生活サポート相談窓口相談件数 | 11,364 | 7,705 | 7,559 | | 件 |
| ②生涯現役応援窓口相談件数 | 334 | 815 | 682 | | 件 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 相談件数については、延べ件数である。 | | | | |
| 【11】 | 生活サポート相談窓口については、コロナ禍となった令和2年度は住居確保給付金等の申請増により相談件数が大幅に増え、以降やや減少してはいるものの、相談件数は高止まりしている。 | | | | |
| | 生涯現役応援窓口については、令和2年5月1日に窓口を開設し、周知等による新規相談の増と、同じ方の継続的な相談の増により、令和3年度以降は件数が増加している。 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 「複合的な困りごとに対して、相談者が移動する必要がないため、ひとつの窓口の中でスムーズに解決できて助かる。」「関連機関が相互で話し合いやすい環境にあるため、相談に対するアイデアが生まれやすい。」との声がある。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 多摩26市中12市において福祉総合窓口を設置している。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 8050問題等、複合的な課題を抱えた方のニーズは依然として高い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市以外の団体で同種のサービスを行うことは困難である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | ひきこもり・ニート対策事業の対象要件外のひきこもり相談が増えてきている。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 相談者の多くが複合的な課題を抱えており、本窓口で適切な機関等に繋げることができている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他市との比較は困難だが、複数事業を同一窓口内で行うものであり、追加コストが不要である。 |
| | 業務負担 | 多い | ひきこもり等、解決に時間を要す相談が増加しており、1件当たりの業務負担が増加している。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>コロナ禍における住居確保給付金等の支援が拡大し、生活困窮相談窓口である「生活サポート相談窓口」としての機能が内外へ周知されることで、生活困窮に関する相談が多く寄せられ、課題の解決に向けて各専門機関と連携して支援を行っている。</p> <p>一方で、地域社会との連携等、「ほっとネットステーション」との連携を生かした支援の拡充が課題である。</p> <p>また、他部署の職員の中には、本窓口の業務内容の理解が十分でなく、本窓口の所管外の相談が寄せられることもあり、庁内周知も課題である。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 複合的な課題のニーズは今後ますます増加が見込まれる。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が複合的課題を「丸ごと」受け止めることで、制度等の狭間の対象も支援につなげられる。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 若者の貧困率の上昇への対応が求められており、対象年齢等の整理が必要となる。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 重層的支援体制整備により、関係先へつなぐ案件と本窓口で継続する案件の整理が必要。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体との比較は困難であると思われる。 |
| | 業務負担 | 多い | 相談は増加している上、一度で完結する案件は少ない状況にあると思われる。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>本来の設置目的を踏まえ、今後ますます増加が予測される福祉と教育、子育て等様々な分野とにまたがる複合的ニーズ等への対応が期待される。また、様々なサービスの狭間となってしまいう対象についても、本窓口が対応することで誰一人取り残さないことにつなげられている。今後は、重層的支援体制整備により、関係先へつなぐ案件と本窓口で継続する案件の更なる整理や各関係先との連携を進められたい。</p> <p>一方、庁内においては、本窓口が有する機能や他窓口との役割分担について周知が求められる。また、若者を対象とした相談については、年齢の定義、受け皿となる所管等の整理が必要である。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、福祉に関する複合的な課題や制度の狭間の課題を受け止め、各専門機関と連携し、相談支援を行うものであり、先行きの見えない不透明な社会経済情勢の中で、誰一人取り残さないための重要な事業と言える。</p> <p>二次評価にもあるとおり、今後は、教育、子育て等様々な分野にまたがる複合的なニーズへの対応も想定されるため、引き続き庁内において連携して取り組むとともに、地域社会との連携を生かした支援の拡充についても、検討を進められたい。</p> <p>また、今後も本窓口を継続実施する中で効果の拡大に期待するところであるが、事業コストや業務負担等についても効率的・効果的な窓口運営となるよう努められたい。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | <p>◇令和6年度以降 切れ目なく支援できるよう、庁内や地域とさらに連携を進めるとともに、本窓口実施による事業効果の拡大や、事業コストや業務負担等を意識した効率的な窓口運営に努める。</p> |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|------------------------|----------------|
| 事業番号 5 | 事務事業名 ささえあいメール見守り事業 | 所管部課 高齢者支援課 |
|-----------|------------------------|----------------|

| | | |
|-----------|---|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 高齢者の異変の早期発見及び緊急事態等への速やかかつ適切な対応を促進し、もって高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができることを目的として実施 【根拠法令等：西東京市ささえあいネットワーク事業実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容】 見守りを希望する高齢者に対し、地域のボランティア（ささえあいメール見守り協力員）が、週1回定期的にメールの送受信による見守りを行うサービス 【実施方法】 ・メールの送受信の状況の確認をNPO法人へ委託 ・送受信が確認できない場合、委託業者が利用者へ連絡し、安否確認を実施。応答がない場合は、市や地域サポート「りんく」へ連絡 ・委託業者は、毎月の送受信状況を市へ報告 <都支出金：高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金> | |
| 事業開始時期【5】 | 平成26年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|---------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|-----|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 386 | 386 | 399 | 399 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費： 事業委託料 | 386 | 386 | 399 | 399 | | |
| | その他： | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | 193 | 193 | 199 | 199 | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| 内訳 | その他 () | | | | | | |
| | 一般財源 | 193 | 193 | 200 | 200 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 386 | 386 | 399 | 399 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (サービス利用人数) | 77 | 77 | 80 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|------------------------|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①サービス利用人数 | 5 | 5 | 5 | |
| ② | | | | | | |
| | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | | | | | |
| | サービス利用人数は5人と低調に推移している。 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | アンケート等未実施 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 26市では、本サービスと同様のサービスは実施されていない。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | ボランティアの訪問による見守りサービス(ささえあい訪問サービス)を市で実施しているほか、民間サービスとして、電球の点灯状況の自動検知による有料の見守りやLINEを活用した無料の見守り等様々なサービスがある。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 低い | 本サービス開設当初と比較して、メール以外の多様な見守りサービスが多くある。 |
| | 実施主体の妥当性 | 課題有 | 多様な見守りサービスが普及しているなか、公的なサービスとして実施する必要性が低い。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | メールという限定されたツールを用いたサービスとなり、利用者やボランティアが限定される。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | ツールがメールに限定されていることや、やりとりに伴う負担がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 利用人数に対し、委託料が高い。 |
| | 業務負担 | 少ない | 委託事業であり、見守りもボランティアが行うため、市の負担は少ない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>昨今のICT技術の発展により、メール以外の見守りサービスが増えてきている。今後、一人暮らし高齢者が増加する情勢であり、見守りサービスの需要は高まると思われるが、見守りを行うボランティアの担い手不足が課題である。</p> <p>上記課題を踏まえ、その他の見守りサービスを広く把握し、市民へ情報提供を行うことで、本サービスの代替が可能と考える。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 低い | 近年においては、類似の無料民間サービス等が存在している。 |
| | 実施主体の妥当性 | 課題有 | 近年においては、類似の無料民間サービス等が存在している。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | メールという限定されたツールを用いたサービスとなり、利用者やボランティアが限定される。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 見守りを行うボランティアの担い手が不足してきている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 利用人数に対し、委託料が高い。 |
| | 業務負担 | 少ない | 委託事業であり、見守りもボランティアが行うため、市の負担は少ない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | <p>本市を含め、全国的には今後、単身高齢者が増加していくと見込まれ、見守りサービスの需要は高まる可能性がある。一方、このような需要増の状況やICT技術の進展に伴い、民間によるサービスも選択肢が増えてきており、行政においてサービス実施をする必要性は低下しつつある。</p> <p>本事業においては見守りを行うボランティアの担い手不足に課題があるとともに、事業コストも利用人数に対して委託料が高い状況にあることから、抜本的見直しを行う必要がある。</p> <p>なお、見直しに当たっては、利用者に対して民間サービス等の利用状況や今後の意向調査等の確認を行い、安心した生活を継続できるよう留意されたい。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、高齢者の異変の早期発見等を目的としてこれまで実施してきたものである。高齢化の進展に伴い、高齢者への見守りに対する需要は今後も高まることが予想されるが、民間においても類似した見守りサービスの提供が増えている状況もあり、利用人数は低迷している。また、メールの送受信を担う地域のボランティア不足等の課題があることも踏まえると、今後も継続して実施する必要性は低いと考える。</p> <p>なお、事業を廃止するに当たっては、代替サービスについての情報提供を行うなど、現在の利用者が今後も安心して地域で暮らせるよう配慮した対応を検討されたい。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 事業を廃止する。既存のサービス利用者については、代替のサービスの提案等を行う等、引き続き安定した生活が送れるよう努める。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|--------------------------|----------------|
| 事業番号 6 | 事務事業名 老人福祉センターA型施設の浴場 | 所管部課 高齢者支援課 |
|-----------|--------------------------|----------------|

| | | | |
|---------|---|-----|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | 根拠法令等【2】 |
| | 新町福祉会館(S52.11)、富士町福祉会館(S56.5)、ひばりが丘福祉会館(S57.5)、老人福祉センター(H7.9)、住吉老人福祉センター(H20.4)、下保谷福祉会館(H22.10)は、老人福祉法第14条に規定する老人福祉センターA型として、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置された施設である。浴場は、老人福祉センターA型施設の目的を達成するための機能の一部として無料で利用されている。【根拠法令等:老人福祉法等】 | | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | |
| | 【事業内容】 ・国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。 ・新町、富士町、ひばりが丘、住吉老人福祉センター及び下保谷福祉会館の5か所の利用時間は、月・火・木・金の12時～16時 ・老人福祉センターの利用時間は、月～金の11時～16時 ・浴場は、新型コロナウイルス感染症対策により令和2年2月から全日休止 | | |
| | 【実施方法】 ・施設管理を行う会計年度任用職員及び生きがい推進補助員(社会福祉協議会委託)が浴場管理を担う。 ・浴場清掃及び湯の入替・コミュニティケア嘱託員(社会福祉協議会委託)による入浴者の健康確認 ・公衆浴場法に基づく、水質検査等の実施及び保健所への報告等 | | |
| | 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | — | — | — | — | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: | | | | | |
| その他: | | | | | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | | | | | |
| 所要人員(B)【8】 | — | — | — | — | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | | | | | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | — | — | — | — | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | | | | | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ () | — | — | — | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|-------------------------------|----------------|----------------|-------|----|
| ①浴場利用人数 | — | — | — | | 人 |
| ② | | | | | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 新型コロナウイルス感染症対策により令和2年2月から全日休止 | | | | |
| 【11】 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 新町福祉会館利用者懇談会(令和4年10月29日)において、浴場を廃止し部屋の拡充を求める意見が出された。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 多摩26市において浴場を有するA型センターを設置する市は10市・38.5% 10市のうち、コロナ禍対策以降浴場休止している市は3市 浴場が無いB型センターを設置する自治体は、13市・50% 老人福祉センターA型・B型両方とも設置していない市は、7市・27% |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 介護保険サービスによる入浴 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 低い | 開設当初は浴場が交流の場のひとつであったが、入浴以外の交流が増えてきている。 |
| | 実施主体の妥当性 | 課題有 | 公設公営で入浴施設を運営する必然性に乏しい。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 60歳以上の老人福祉センター利用者に限定される。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 高齢者相互の交流の場の提供が目的であるが、入浴以外の交流が増えてきている。 |
| | 受益者負担 | — | 国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。 |
| | 事業コスト | 高い | 浴場の再開のためには、老朽化に伴うボイラー等の改修工事が必要となる。 |
| | 業務負担 | 多い | 日々の衛生管理、利用者の安全確認、健康確認、不衛生事案の対応 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>老朽化施設が多く、休止している浴場を安全に再開するためには、ボイラー改修、脱衣場、洗い場等施設の改修が必要である。また、老人福祉センターの利用者からも、浴場より部屋(活動室)の拡充を望む声が多い。</p> <p>老人福祉センターの設置目的を踏まえると、老人福祉センターにおける浴場の役割は時代と共に失われつつあるため、その必要性を見直す必要があると考える。なお、老人福祉センターは、国制度にあって現に存する施設に適用されるもので、老朽化施設の建替え、改修に係る補助金は無い。また、浴場の廃止転用に関する、国都の制限は無い。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 低い | 交流や健康増進に関する他の事業・サービス等も充実化が図られており、必要性は低い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 課題有 | 現在は、個人宅における入浴設備の普及が進んでおり、公設公営での運営の必然性に乏しい。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 60歳以上の老人福祉センター利用者に限定される。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 高齢者の交流や健康増進については、他の事業・サービスで一定程度代替が可能である。 |
| | 受益者負担 | — | 国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。 |
| | 事業コスト | 高い | 再開に当たってはボイラー等の改修費用や光熱水費等のランニングコストが必要となる。 |
| | 業務負担 | 多い | 日々の衛生管理、利用者の安全確認、健康確認、不衛生事案の対応 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | <p>老人福祉センター開設当初においては、入浴設備がない個人宅が一定程度存在していたことへの対応や、高齢者の交流の場としての機能として、当該浴場の必要性が強かったものと考えられる。</p> <p>一方、現在においては、個人宅での入浴設備が普及してきていることや、交流や健康増進に関する他の事業・サービス等も充実化が図られており、必ずしも老人福祉センターの浴場が必要な状況ではないと思慮される。</p> <p>また、ボイラー等の修繕・更新にかかる費用を考慮すると、浴場ではなく利用者のニーズに沿った活用を検討する必要がある。検討に当たっては、利用者の意向等を確認することで満足度向上を図りたい。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | <p>二次評価に記載があるとおり、老人福祉センター開設当初においては、高齢者の交流の場として、浴場の必要性が高かったものと考えられるが、現在においては、その役割は失われつつあると考えられる。</p> <p>利用者から、浴場を廃止し活動室の拡充を求める声があがっていることや、現在休止している浴場を再開するために必要となる修繕費用や再開した後の維持管理費等も考慮すると、浴場は廃止とし、当該スペースを利用者ニーズに沿った新たな形で活用することが妥当である。</p> | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | <p>本事業は、老人福祉センター開設当初においては、高齢者の交流の場としての必要性が高かったものと考えられるが、現在では、個人宅での入浴設備が普及したことや、交流や健康増進に関する他の事業・サービス等も充実しており、交流の場としての役割は失われつつあると考えられる。</p> <p>現在休止している浴場を再開するために必要となる修繕費用も考慮すると、浴場は廃止することが妥当である。</p> <p>なお、浴場廃止後は、高齢者のニーズを踏まえつつ、より高齢者福祉に資する使い方をはじめとした、スペースの有効活用を検討するとともに、その整備に係る費用は必要最低限なものとなるよう努めること。</p> | |

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和5年度をもって、浴場を廃止し、跡地の有効活用を図る。 |
|----------------------|-------------------------------|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|---------------------|---------------|
| 事業番号 7 | 事務事業名 自動車燃料費助成事業 | 所管部課 障害福祉課 |
|-----------|---------------------|---------------|

| | | |
|---------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 在宅心身障害者又はその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成することにより、在宅心身障害者等の日常生活における交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容】
市単独事業として自動車燃料費の一部を助成する。燃料費の領収書に基づく償還払いで年2回(6か月ごと)支給している。

【対象者】
・身体障害者手帳1級から4級で、自ら自動車もしくは二輪車を運転している方
・身体障害者手帳1級から3級・愛の手帳1度から3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で同居する家族が運転する自動車に同乗する方

【助成内容】
・自動車 月額3,000円相当額を上限
・二輪車 月額1,500円相当額を上限
※支給対象外：所得基準額超過者、施設入所者。タクシー料金助成との併給は不可。

事業開始時期【5】 合併前 実施形態【6】 直営 委託 補助 その他 ()

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|----------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 32,331 | 33,894 | 34,193 | 37,092 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費： 扶助費 | 31,917 | 33,506 | 33,794 | 36,612 | |
| その他： 役員費等 | 414 | 388 | 399 | 480 | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 32,331 | 33,894 | 34,193 | 37,092 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 5,288 | 5,114 | 5,114 | 5,114 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 192 | 192 | 200 | 206 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 37,811 | 39,200 | 39,507 | 42,412 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | |
| (E)=(D)/ (年度末受給者数) | 32 | 33 | 34 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|--|----------------|----------------|-------|----|
| ①年度末受給者数 | 1,185 | 1,174 | 1,154 | | 人 |
| ② | | | | | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 新規受給者数は毎年150人程度生じるが、同程度の喪失者(死亡、転出等)も生じるため年度末受給者数としてはほぼ横ばいで推移している。 受給者の内訳としては、身体障害者手帳保持者77%、愛の手帳保持者16%、重複保持者7%である。 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 受給者への直接のアンケートは実施していないが、窓口では「本サービスが受けられるのであれば手帳取得を検討する」との意見が多い。 また、障害者基本計画策定時のアンケートでは、通院の際に困っていることの調査項目で、病院までの移動が困難(17.8%)という回答が最も高かった。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 調査回答市(22市)のうち、18市で同様の助成制度を実施している。令和4年4月1日における平均助成月額額は約2,500円であり、障害の種別による計算を行っている自治体もある。障害等級を障害の種別に応じて対象要件を設定しているなど自治体ごと異なる部分もあるが総合的に上位である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 交通手段の確保と経済的負担の軽減を図る目的の「タクシー料金助成事業」がある。また、車いすなどでないと移動困難な方や手帳所持者を対象とするNPO法人等による自動車での移動サービスがある。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 在宅心身障害者の移動を支援する事業として必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって実施する事業であると考ええる。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 障害種別による対象要件の設定が必要である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 他の移動支援事業もあり、市の事業としての役割を整理する必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担に該当しない事業である。 |
| | 事業コスト | 高い | 近隣市と比較し、本市の助成額は上位であり事業コストは高い。 |
| | 業務負担 | 多い | 半年ごとに領収書の原本提出による助成を実施しているが、計算・確認などの負担が多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 在宅心身障害者の移動を支援するサービスとして市民ニーズも高く必要な事業であると考ええる。現状、本市のサービスは他市と比較してサービス水準は上位となっており、事業費は増加傾向にある。今後、事業を継続して実施するためには、障害種別に応じた対象要件の設定や助成水準の見直しと同時に利用者の申請時の負担及び事務負担の軽減についても検討の必要がある。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 在宅心身障害者の移動及び経済的負担軽減を図る事業として必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が実施主体となって担う事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 障害種別による対象要件の設定も必要だが、要件設定により事務が煩雑になる可能性がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 市で実施している他の移動支援事業との役割整理又は事業整理を検討する必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 利用者に対する助成のため、受益者負担にあたらない。 |
| | 事業コスト | 高い | 近隣市と比較して助成額上位に加え、事業を実施するコストを考慮すると高い。 |
| | 業務負担 | 多い | 半年ごとの助成精算業務において、対応する職員の負担が多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 在宅の心身障害者の移動を支援するサービスは、市の事業として必要である。一方で、本市のサービスは他市と比較して上位のサービス水準となっており、事業費は増加傾向にある。今後、事業は継続しつつ、利用者の負担軽減や、市の財政負担の増加を軽減できるよう、他の移動支援事業との役割整理又は事業整理を含めて、支給方法の見直しなど、事業の改善に繋がるよう検討する必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、移動手段の確保と経済的負担の軽減を図ることで、在宅心身障害者の福祉の増進や社会参画に寄与するものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、二次評価にもあるとおり、本市は他市と比較して上位のサービス水準で、事業費が増加傾向にある。今後事業を継続していくためにも、他の移動支援事業等との事業整理を含めて、支給方法の見直しなど、検討を進められたい。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 効率的な支給方法の検証及び他の事業との事業整理を含めた移動支援のあり方を検討する。 ◇令和7年度 令和6年度の検討結果を踏まえ、事業の方針を決定し、見直しを実施する。 ◇令和8年度 令和7年度の見直しに基づき、事業実施を進める。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|---------------------|---------------|
| 事業番号 8 | 事務事業名 タクシー料金助成事業 | 所管部課 障害福祉課 |
|-----------|---------------------|---------------|

| | | |
|-----------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 電車・バス等通常の交通機関を利用することが困難な在宅の心身障害者がタクシー等を利用する場合に、その利用料金の一部を市が助成することにより、心身障害者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容】 市単独事業として、対象者に申請月から月額3,000円相当分(更新月には年額36,000円)のタクシー券を交付する。対象者は、市と契約するタクシー事業者を利用する際にタクシー券を使用することにより、タクシー料金から券面金額相当額分を差し引くことができる。 タクシー券を受け取った事業者は、市に対し、受け取ったタクシー券の金額の請求及び実績報告をする。 市は、実績報告を確認し、事業者に請求額を支払う。 【対象者】 ・身体障害者手帳1～3級の方 ・愛の手帳1～3度の方 ※支給対象外：所得基準額超過者、施設入所者。自動車燃料費助成との併給は不可。 | |
| 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|--------|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 47,258 | 52,668 | 50,828 | 57,322 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費： 扶助費 | 44,804 | 49,787 | 48,012 | 54,252 | | |
| | その他： 役員費等 | 2,454 | 2,881 | 2,816 | 3,070 | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 47,258 | 52,668 | 50,828 | 57,322 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 5,288 | 5,114 | 5,114 | 5,114 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 98 | 98 | 119 | 123 | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 52,644 | 57,880 | 56,061 | 62,559 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (年度末受給者数) | 25 | 28 | 27 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|--|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①年度末受給者数 | 2,109 | 2,083 | 2,063 | |
| ② | | | | | | |
| | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 新規取得者は毎年250人程度生じるが、同程度の喪失者(死亡、転出等)も生じるため年度末受給者数としては大幅な増減はない。 受給者の内訳としては、身体障害者手帳保持者89%、愛の手帳保持者8%、重複保持者3%である。 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 受給者への直接のアンケートは実施していないが、窓口では「本サービスが受けられるのであれば手帳取得を検討する」との意見が多い。 また、障害者基本計画策定時のアンケートでは、通院の際に困っていることの調査項目で、病院までの移動が困難(17.8%)という回答が最も高かった。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 調査回答市(22市)のうち、17市で同様の助成制度を実施している。令和4年4月1日における平均助成月額額は約2,700円であり、障害の種別による計算を行っている自治体もある。障害等級を障害の種別に応じて対象要件を設定しているなど自治体ごと異なる部分もあるが総合的に上位である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 交通手段の確保と経済的負担の軽減を図る目的の「自動車燃料費助成事業」がある。また、車いすなどでないと移動困難な方や手帳所持者を対象とするNPO法人等による自動車での移動サービスがある。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 在宅心身障害者の移動を支援する事業として必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって実施する事業であると考ええる。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 障害種別による対象要件の設定が必要である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 他の移動支援事業もあり、市の事業としての役割を整理する必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担に該当しない事業である。 |
| | 事業コスト | 高い | 近隣市と比較し、本市の助成額は上位であり事業コストは高い。 |
| | 業務負担 | 多い | タクシー券の交付や、契約タクシー業者からの請求額の確認作業などの業務負担が多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 在宅心身障害者の移動を支援するサービスとして市民ニーズも高く必要な事業であると考ええる。現状、本市のサービスは他市と比較してサービス水準は上位となっており、事業費は増加傾向にある。今後、事業を継続して実施するためには、障害種別に応じた対象要件の設定や助成水準の見直しと同時に利用者の申請時の負担及び事務負担の軽減についても検討の必要がある。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 在宅心身障害者の移動及び経済的負担軽減を図る事業として必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が実施主体となって担う事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 障害種別による対象要件の設定も必要だが、要件設定により事務が煩雑になる可能性がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 市で実施している他の移動支援事業との役割整理又は事業整理を検討する必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 利用者に対する助成のため、受益者負担にあたらない。 |
| | 事業コスト | 高い | 近隣市と比較して助成額上位に加え、事業を実施するコストを考慮すると高い。 |
| | 業務負担 | 多い | 毎月の助成清算業務において、対応する職員の負担が多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 在宅の心身障害者の移動を支援するサービスは、市の事業として必要である。一方で、本市のサービスは他市と比較して上位のサービス水準となっており、事業費は増加傾向にある。今後、事業は継続しつつ、利用者の負担軽減や、市の財政負担の増加を軽減できるよう、他の移動支援事業との役割整理又は事業整理を含めて、支給方法の見直しなど、事業の改善に繋がるよう検討する必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、移動手段の確保と経済的負担の軽減を図ることで、在宅心身障害者の福祉の増進や社会参画に寄与するものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、二次評価にもあるとおり、本市は他市と比較して上位のサービス水準で、事業費が増加傾向にある。今後事業を継続していくためにも、他の移動支援事業等との事業整理を含めて、支給方法の見直しなど、検討を進められたい。 |
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 効率的な支給方法の検証および他の事業との事業整理を含めた移動支援のあり方を検討する。 ◇令和7年度 令和6年度の検討結果を踏まえ、事業の方針を決定し、見直しを実施する。 ◇令和8年度 令和7年度の見直しに基づき、事業実施を進める。 |

事務事業評価シート

| | | |
|-----------|-------------------------------|-------------|
| 事業番号 9 | 事務事業名 健康づくりの推進(健康事業ガイドの配布) | 所管部課 健康課 |
|-----------|-------------------------------|-------------|

| | | |
|---------|---|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 毎年実施する各種健診やがん検診、予防接種、健康づくり教室、健康相談など市の健康事業及び市内に所在する病院、医院(医科、歯科)を記した医療マップを掲載した「西東京市健康事業ガイド」を作成し、市民の皆様の利便性向上を図り、健康推進に役立てる。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容】

- 健康事業ガイドの作成については、業者へ委託している。
- 4月1日の市報と合わせて市内全戸に配布するとともに、各公共施設に配置、ホームページに掲載している。
- 各種検診の実施時期を記載しており、市民の年間の検診計画に寄与している。
- 市内医療機関一覧と地図を合わせて掲載し、通院・診療に役立てられている。

<都支出金>医療保健政策区市町村包括補助事業補助金

| | | | |
|-----------|--------|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 平成15年度 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|--------|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|----------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 4,615 | 4,485 | 5,546 | 7,302 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 作成委託料 | 2,871 | 2,726 | 3,729 | 5,390 | |
| その他: 配布委託料 | 1,744 | 1,759 | 1,817 | 1,912 | |
| 財源 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | 2,307 | 2,242 | 2,772 | 3,651 | |
| 地方債 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 2,308 | 2,243 | 2,774 | 3,651 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 1,813 | 1,753 | 1,753 | 1,753 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 6,428 | 6,238 | 7,299 | 9,055 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | |
| (E)=(D)/ (全戸配布数) | 0.06 | 0.06 | 0.07 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|--|----------------|----------------|-------|----|
| ①全戸配布数 | 100,368 | 101,260 | 101,807 | | 冊 |
| ②若年健康診査受診者数 | 603 | 757 | 814 | | 人 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 活動指標として①全戸配布数、成果指標として②若年健康診査受診者数を設定している。 | | | | |
| 【11】 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | <ul style="list-style-type: none"> 各種健診、検診をまとめて閲覧でき、役立てているという意見をいただいている。 毎年配布を心待ちにしている声が多い。 医療機関一覧と医療マップについて、診療時に参考にしていただいていると声がある。 令和4年3月発行の「西東京市市民意識調査報告書」においても、身近な生活環境における困りごとは、「健康・病気に関すること」が最も多い。 ※R5.3発行「暮らしの便利帳」から、医療機関一覧がなくなり広告企業のみとなった。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 多摩26市において、23市が作成している。近隣市(小平市、東村山市、東久留米市、三鷹市、武蔵野市)も作成、全戸配布している。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 対象を絞って配布することが難しく、パソコンを使用できない方も多いため。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|----------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 市民の利便性及び健康推進の観点から必要と判断する。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が業者に委託して作成、配布している。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 対象者を絞ることが難しいため、全戸配布としている。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 健康情報を提供している。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 物価高騰の影響で、作成委託料が上がっている。 |
| | 業務負担 | 普通 | 3か月間程度、集中した取りまとめ等の業務負担がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 物価高騰により作成委託料の金額が増額しているが、国が掲げる「かかりつけ医機能の強化」、「デジタルデバイドの解消」に基づき、医療機関や健康についての情報を市民へ提供し、利便性向上や健康推進に役立っていることは不可欠である。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|----------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 市民の利便性及び健康推進の観点から必要と判断する。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が業者に委託して作成、配布している。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 全戸配布となっており、配布対象の整理が必要である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 健康事業に関する情報や医療機関の情報を提供している。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 物価高騰の影響で、作成委託料が上がっている。 |
| | 業務負担 | 普通 | 3か月間程度、集中した取りまとめ等の業務負担がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 各種検診に関して、従来の申込はがきに加え、電子申請による申し込み用のQRコードを掲載するなど、市民の利便性を考慮した構成となっている。 一方、昨今の物価高騰等の影響により作成委託料等のコストが増大していることや、ゼロカーボンシティの観点を考慮し、全戸配布の見直しや冊子のデジタル化の検討を行う必要がある。 また、紙面への広告の掲載等による新たな歳入の確保についても検討を図られたい。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 健康事業ガイドについて、各種検診の案内とともに医療マップなども記載されており、市民の健康づくりの推進に役立っているものである。 一方、健康事業ガイドに付属のはがきで申込を行っている割合は、若年健康診査で約8分の1、乳がん検診で約4分の1であることから、特に若年層への配布は非効率であると思われる。検診については市報で周知を行っていることなども踏まえ、DXの推進の観点から、全戸配布を見直し、デジタルツールを活用した周知を行うなど、健康づくりの推進に向けた手段の抜本的な見直しに取り組まれない。なお、見直しに当たっては、予算や職員の業務負担の増加にも留意した効率的な方法を検討すること。 | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、各種検診の案内とともに医療マップなども記載されており利便性が高く、市民の健康づくりの推進に一定の効果があると考えられる。さらに、検診による早期発見・早期治療は、市民の身体的・経済的負担の軽減に加え、市における医療費等の歳出抑制の効果も期待される。 しかしながら、検診については市報でも情報提供をしていることもあり、本冊子の全戸配布による受診率の向上などは検証が難しく、現在の配布方法による効果が見えにくいものとなっている。 紙冊子の配布物については、DXの推進、ゼロカーボンシティ実現の観点から、市全体として見直しを図る必要がある。その検討を踏まえ、本事業においても、必要な人に情報が届くよう配慮しつつ、将来的に配布方法等の見直しを図られたい。 | |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度以降 引き続きホームページへの掲載、QRコードや電子申請の活用促進等、DXの推進に努めつつ、西東京市グリーン購入ガイドラインに基づく森林認証紙の使用等、ゼロカーボンシティ実現に向けた対応を図る。 なお、配布方法については、市全体としての見直しの結果を踏まえ、検討を行う。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------|---------------|
| 事業番号 10 | 事務事業名 市民文化祭運営費 | 所管部課 文化振興課 |
|------------|-------------------|---------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 西東京市において文化芸術に関する活動を行う市民の日ごろの文化芸術活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化芸術活動の一層の向上並びに市民の親睦及び相互交流に資することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市民文化祭実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容・実施方法】

- ・実施主体 市民文化祭実行委員会(計画立案と運営)と市(会場提供、予算編成・執行、実行委員会後方支援)の共催
- ・開催時期 10月中旬から11月上旬までの約3週間
- ・会場 タクトホームこもれびGRAFAREホール、コール田無ほか市内公共施設を使用
- ・関連イベント 西東京市民文化祭PR in アスタ、「日本の文化体験フェス」in 市民文化祭

※令和5年度は、タクトホームこもれびGRAFAREホールの大規模改修により、代替会場(文華女子高等学校、武蔵野大学、住吉会館ルピナス)にて実施する。そのことに伴い、タクトホームこもれびGRAFAREホール施設使用に関する予算を減額。
 ※参考 当該令和4年度決算見込額:合計2,867千円(内訳:施設使用料 1,850千円、舞台操作等委託料 1,017千円)
 <都支出金>スポーツ振興等事業費補助金(令和3年度終了)

| | | | |
|-----------|--------|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 平成13年度 | 実施形態【6】 | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|--------|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|---------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | — | 3,459 | 3,715 | 1,212 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 施設使用料 | — | 1,660 | 1,901 | 405 | |
| その他: 舞台操作等委託料等 | — | 1,799 | 1,814 | 807 | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | — | 1,729 | 0 | 0 | |
| 地方債 | — | 0 | 0 | 0 | |
| その他 () | — | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | — | 1,730 | 3,715 | 1,212 | |
| 所要人員(B)【8】 | — | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | — | 5,844 | 5,844 | 5,844 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | — | 0 | 0 | 0 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | — | 9,303 | 9,559 | 7,056 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (参加者数) | — | 7 | 5 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|-------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①参加者数 | — | 1,263 | 2,081 | | 人 |
| ②来場者数 | — | 2,730 | 6,561 | | 人 |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 直近5年最大値:参加者数3,189人(平成30年度)来場者数12,995人(平成30年度) ・令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止 ・令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により一部無観客録画配信としたため、参加者数及び来場者数が減少 ・令和4年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら全て有観客開催としたため、令和3年度に比べて参加者数及び来場者数ともに増加 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 市民文化祭開催期間中、各会場にて来場者に対するアンケートを実施した。来場者からはライブ配信等も取り入れた開催に概ね満足の結果が得られており、市民文化祭実行委員会からはアンケートは次年度以降の内容の充実につなげ、より多くの来場者に見ていただく基礎資料となるとの意見もあった。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 市民文化祭の開催方法が各自自治体により異なることから一概に比較は困難であるが、令和4年11月に他市が、26市を対象に市民文化祭の関与状況等に関する調査を行っており、実施主体や実行委員会等との役割分担、予算規模等を比較して、サービス水準は「中」である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 代替・類似サービスはない。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 市民の文化芸術活動の一層の向上と市民の親睦及び相互交流に寄与する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 実行委員会と市の共催事業であることから、市も主体的に実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 広く市民を対象としており適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 年度ごとに市民文化祭の運営等を見直しており適切である。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 実行委員会と市の役割を明確にしており、会場使用料等について市が負担すべきものである。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して標準的な事業コストであり、市民文化祭の規模に見合ったものである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 市民文化祭の規模に見合った業務量である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 市内高校と連携して高校生ボランティアを活用し、ボランティアの参加を通じて若年層の取り込みを図っている。また、タクトホームこもれびGRAFAREホール(メインホール等)にて開催した一部の部について録画配信、ライブ配信を実施したほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成として実施してきた「日本の文化体験フェス」in 市民文化祭を、大会終了後も引き続き実施するなど、市民文化祭を通じて市民の文化芸術活動による交流促進、活性化を図ることができている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 広く市民を対象としており、市の文化芸術活動の向上、市民の親睦及び相互交流に寄与する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 事業に対する市の目標は何か、それに基づいた評価検証をすべき。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 主に発表の機会を提供する会場使用料としており、広く市民に寄与しているものとして適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 事業に対する市の目標は何か、それに基づいた評価検証が必要。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 実行委員会と市の役割を明確にしており、会場使用料等について市が負担すべきものである。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して標準的な事業コストであり、市民文化祭の規模に見合ったものである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 市民文化祭の規模に見合った業務量である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 若者世代を取り込みつつ、状況によって録画やライブ配信、代替会場を導入するなどの工夫が図られ、市民の活動をしっかり支えている点が評価できる。 一方で、若年層の取り込みが必要で、若い世代の文化芸術を織り交ぜていくことを目指すのであれば、この事業を通じて何をどのように実現していくのか、市民の文化芸術活動の一層の向上並びに市民の親睦及び相互交流に資するという本事業の目的について、さらにその目標を示す必要がある。そして、その目標に向けてどのように事業を組み立てていくか、具体的なビジョンを実行委員会と共有し、市が主導的に働きかけながら運営して行くことも必要である。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、市民の日ごろの文化芸術活動の成果を発表する場であるとともに、市民の交流・親睦のための機会となっている。 文化芸術活動を持続可能なものとするために、子ども世代や若者世代を取り込むことは必須であるとともに、年代だけでなく、障害の有無や国籍を問わず誰もが文化芸術に親しむことができるよう、他分野と連携した取組も必要である。 引き続き、実行委員会との意見交換などを通じて、課題の洗い出し及び見直しを定期的に行い、市民文化祭が市民一人ひとりの文化芸術活動の向上に一層資するものとなるよう、取り組まれない。 |
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 引き続き実行委員会と意見交換を行い、年代や国籍、障害の有無等を問わず、誰もが文化芸術に親しめる機会となるよう、他分野との連携を進めるとともに、開催会場や配信方法等について検討する。 ◇令和7年度以降 前年度の実施状況を踏まえ、誰もが文化芸術に親しみ、次世代への継承に資する機会となるよう、実行委員会とともに検討し、充実を図る。 |

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------------|-------------------|
| 事業番号 11 | 事務事業名 女性相談・婦人相談機能の充実 | 所管部課 協働コミュニティ課 |
|------------|-------------------------|-------------------|

| | | | |
|-----------|---|---------|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | 根拠法令等【2】 |
| | 女性相談は、「悩みなんでも相談」で相談を受け、必要に応じて「こころの相談」、「法律相談」を実施する事で、悩みを抱えている女性に寄り添い、問題を解決する援助を行う。婦人相談は、要保護女子の相談に応じ必要な援助を行い、配偶者等からの暴力に係る相談、保護、自立支援等の体制を整え配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行い、女性の権利が尊重され、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す。 【根拠法令等：売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等】 | | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | |
| | 【女性相談】様々な悩みを抱える女性が自分の力で悩みや問題を解決するための支援を行うため、専門知識のある相談員が傾聴し、相談者の主訴を聞き取り、一緒に問題解決の糸口を探す。 ・悩みなんでも相談(相談員：2人) (男女平等推進センター)月・火・水・金：午前10時～午後4時、木：午前10時～午後8時、(田無庁舎)月・火・水：午前10時～正午／こころの相談(相談員：1人) 毎月第2月曜午後1時～4時／法律相談(相談員：1人) 毎月第2木曜午前9時～正午 【婦人相談】要保護女子、配偶者等からの暴力(DV)被害者に対する相談、指導、保護、自立支援を中心に、専門の知識のある相談員が相談者に寄り添い、面談・電話相談・同行支援を行う。(相談員：4人、うち正規職員1人) 【市民向け自立支援講座】悩みを抱えた女性への自立を支援するため、弁護士や臨床心理士等専門家による講座を実施する。 【緊急一時保護委託事業】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の規定に基づき、被害者の保護を実施する。 <国庫支出金・都支出金>児童虐待・DV対策総合支援事業費、子供家庭支援区市町村包括補助事業費、人権啓発活動区市町村包括補助事業費 ※国庫支出金・都支出金は、会計年度任用職員報酬等への補助を含む。 | | |
| 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|--------|--|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|
| | 事業費(A)【7】 | | 3,545 | 3,938 | 3,790 | 4,795 |
| 内訳 | 主要な経費： 専門相談員等謝金 | 1,048 | 1,108 | 1,070 | 1,100 | 千円 |
| | その他： 委託料等 | 2,497 | 2,830 | 2,720 | 3,695 | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | 4,548 | 4,513 | 3,989 | 5,257 | 千円 |
| | 地方債 | | | | | |
| | 内訳 | その他 () | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 2,506 | 2,983 | 2,250 | 3,097 | 千円 |
| | 所要人員(B)【8】 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 7,554 | 7,305 | 7,305 | 7,305 | 千円 |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 13,327 | 13,324 | 11,312 | 13,793 | 千円 |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 24,426 | 24,567 | 22,407 | 25,893 | 千円 |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (悩みなんでも相談受付数+婦人相談受付数) | 27 | 29 | 23 | — | 千円 |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|----------------|---|--------------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①悩みなんでも相談受付数(延べ人数) | 386 | 360 | 332 | |
| ②婦人相談受付数(延べ人数) | | 532 | 488 | 655 | | 人 |
| | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | | | | | |
| | ①悩みなんでも相談の相談者数 ②令和4年度の婦人相談受付数は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、潜在的に相談を希望していた方と合わせて受付数が増加したと捉えている。 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 市民の中で女性相談について「知っている」との回答は24.8%であった。 (男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査報告書：令和5年3月発行) | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 女性相談の実施回数に関しては実施日、時間帯等に相違があるため正確に比較はできないが週5回以上実施している市は15市ある。悩みなんでも相談は、令和3年度からオンラインによる予約受付を開始し、利便性の向上に取り組んでいる。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 市内に代替・類似サービスはない。都の相談窓口はあるが、DV相談の場合、一義的には市で対応することになる。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 相談者の心身にわたる支援に必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市内に同様の事業を実施している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 必要な対象者にサービスが提供できている。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 必要な内容を提供できている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して標準的なコストである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施効果に相応した業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | DV被害者の保護を行っている婦人相談は被害者保護の観点から窓口を公開していないことから、女性相談は、一般的な相談ニーズに加えて、婦人相談につなげることも多く、DV相談の入り口としての必要性も高い。 婦人相談は、相談者の生命に関わることもあるため、相談者の安全性の確保を最優先に関係機関と連携・調整を行った上で対応している。また、突発的かつ緊急性の高い相談が多く、同時進行で複数のケースへの対応も求められることから、現状の体制を維持していく必要性が高い。また、令和6年4月から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、今後、若年層への対応が求められる。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 相談者の心身にわたる支援に必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市内に同様の事業を実施している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 認知度が低く、必要な対象者にサービスが提供できていると言い切れない。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 必要な内容を提供できている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 予約制以外の相談方法の導入についても検討する必要がある。 |
| | 業務負担 | 少ない | 予約制以外の相談方法の導入についても検討する必要がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 相談事業の実施に当たって、研修等により相談員のスキルアップを図っていること、また、関係機関と連携した対応により、相談者の安全性の確保を最優先とした取組を行っていることについては評価できる。 一方、男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査の結果では、女性相談について「知っている」と回答した市民の割合は24.8%に留まることから、更なる周知に取り組むことが望まれる。今後、若年層の相談に対応していくためには、認知度を上げる工夫や、予約制に限らない相談方法の導入を検討するなどの見直しが必要である。また、今後、DV被害者等には、女性等性別に限らない対応についても検討する必要があると考える。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、悩みを抱える女性に寄り添い、相談者の心身にわたる支援を行うために必要なものである。より効果的な事業となるよう、相談員のスキルアップに向けた取組や関係機関と連携した対応を推進していることは評価できるが、二次評価において指摘されているように、女性相談についての認知度は24.8%に留まっており、誰一人取り残さないためにも、更なる周知を進められたい。また、予約制に限らず、利用しやすい相談方法の導入を検討するなどの見直しも必要と考える。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 女性相談の認知度を向上させるため、公共施設等で配布している女性相談の周知カードのデザインを見直す。 また、電話、オンラインによる当日予約の受付を可能とする。 ◇令和7年度以降 令和6年度の見直しに基づき、事業実施を進める。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-----------------------------|------------------|
| 事業番号 12 | 事務事業名 ファミリー・サポート・センターの運営 | 所管部課 幼児教育・保育課 |
|------------|-----------------------------|------------------|

| | | |
|---------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 子育てを支援するための環境を整備し、地域の中で子育ての相互援助を行うことで児童の福祉向上を図る。 【根拠法令等：ファミリー・サポート・センター事業実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容】
 ・育児の支援を行う人(サポート会員)と育児の支援を受ける人(ファミリー会員)が会員になり、地域の中で助けあひながら子育てを行う、有償ボランティア活動を運営する。
 ・サポート会員に預ける場合、平日の8:30～17:00までが800円／1時間。平日早朝(6:00～8:30)と夜間(17:00～23:00)及び土日祝日は1,000円／1時間をファミリー会員が直接サポート会員に支払う。
 【実施方法】
 ・社会福祉協議会への委託により実施。委託内容は、①センターの管理及び運営、②会員の募集及び登録、③相互の会員との調整、④会員を対象とする講習会、交流会の実施、⑤広報など
 <国庫支出金・都支出金>子ども・子育て支援交付金、子供・子育て支援交付金

| | | | |
|-----------|--------|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 平成13年度 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|--------|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|----------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 8,723 | 9,614 | 10,231 | 10,451 | |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 委託料 | 8,473 | 9,507 | 10,131 | 10,451 | |
| その他: 消耗品費、助成金 | 250 | 107 | 100 | | |
| 財源 | | | | | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | 5,861 | 6,406 | 6,820 | 6,966 | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 2,862 | 3,208 | 3,411 | 3,485 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 121 | 117 | 117 | 117 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 8,844 | 9,731 | 10,348 | 10,568 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | 千円 |
| (E)=(D)/ (利用件数) | 3 | 3 | 3 | — | |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①サポート会員数 | 191 | 185 | 205 | | 人 |
| ②利用件数 | 2,598 | 3,181 | 3,672 | | 件 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | サポート会員数が増えることで、ファミリー会員とマッチングしやすくなり、利用件数の増加につながる。利用件数は、サポート会員が子育てを必要とするファミリー会員に対して活動した件数であり、利用件数の増加は、子育て支援の援助関係の充実につながる。 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 平成30年度の「西東京市子育て支援ニーズ調査」によると、私用や不定期の就労のために利用する事業として、本事業は、幼稚園の預かり保育(14.4%)、一時預かり(6.4%)に次ぐ1.7%の利用率だが、幅広い年齢層での利用がみられ、保育園・幼稚園への送迎(50%)、登園前の預かり(8.3%)、降園後の預かり(8.3%)等の依頼を受けている。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 26市で実施している。利用者負担額は、26市で平日利用料金が1時間当たり700～900円、その他の時間帯や土日祝日が1時間当たり850～1100円であるため、本市の水準は中程度である。(利用者負担額を軽減するための助成事業を実施している自治体もあるが、26市中5市に留まっている。) |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ベビーシッター |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 地域での子育て支援を目的とした相互援助活動であり、必要性は高い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 互助に基づくボランティア活動の運営は営利性に乏しいため、市が実施主体となるのは妥当である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 互助に基づくボランティアをマッチングする業務であり、対象者に必要なサービスを提供できている。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | サポート会員の確保に課題がある。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 他自治体同様、ボランティアに対する謝礼金の範囲内の負担に留まっているため適切である。 |
| | 事業コスト | 普通 | 人口規模が同程度の他自治体に比べて予算規模はやや小さい。 |
| | 業務負担 | 普通 | 委託により実施しており、業務は毎月の報告書の確認で済むため、負担は普通である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、保育事業及び学童保育事業を補完する身近な地域での子育て支援事業として有効であるが、現状ではファミリー会員を支えるサポート会員が十分に確保できていない。 また、サポート会員の働き方が多様化する中で、他のパート業務との掛け持ちで活動する会員の割合が増加しており、従来のようにサポート会員の活動を主とする会員の割合が低下しているという現状もある。子育て支援員の資格があれば、サポート会員になるための研修受講を省略できるため、子育て支援員資格の新規取得者へのアプローチは一定の効果を生んでいるが、今後は、サポート会員の更なる確保のため、他に有効な確保策を検討していく必要がある。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 雇用状況の改善、多様な働き方などにより、保育事業等を補完する事業として有効である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 子ども・子育て支援事業計画に基づく事業として、市が実施主体となることは妥当である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | マッチングできない事例もあるため、改善の余地がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | サポート会員の確保及び利用件数の拡大に向けた改善が必要である。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 謝礼金の範囲としては、他自治体と比較しても平均的な負担である。 |
| | 事業コスト | 高い | サポート会員数及び利用件数の実績と比べて事業コストが増加している。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施効果に相応した業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、保育事業及び学童保育事業を補完する地域におけるマッチング事業として有効である。一方、本事業コストが増加している点は懸念している。 また、慢性的な人手不足により社会全体の雇用状況が変化中、サポート会員を確保するための募集や育成には一層の工夫が必要と考える。 今後は、国や東京都の少子化対策等の動向を注視し、委託先とは効果的な事業改善を図れるように調整をされたい。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、子育てを身近な地域で支援するものとして有効であるが、ファミリー会員を支えるサポート会員の働き方が多様化しており、従来と比べてサポート会員としての活動を主とする会員の割合が低下していることから、両者のマッチングの調整が難航する場合がある。 ファミリー会員の希望に沿った支援を、今後も継続して提供できる体制を整えるため、サポート会員の更なる確保の方法について検討し、改善を図られたい。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 受託事業者とも調整しながら、サポート会員の更なる確保に向けて、引き続き検討を進める。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------------------|------------------|
| 事業番号 13 | 事務事業名 保育園運営管理費(治癒証明書発行手数料) | 所管部課 幼児教育・保育課 |
|------------|-------------------------------|------------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 市内認可保育施設では、保育所における感染症の発生又はまん延を予防する対策として、感染症に罹患した児童が登園する際の取り決めとして、医師の治癒証明書の提出を求めている。保護者の負担を軽減し、治癒証明の確実な提出を担保するため、証明書発行費用を全額補助し、保育施設における感染症の発生及びまん延を防止する。 【根拠法令等:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input checked="" type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等/補助の概要【3】 | |

【事業内容】
 ・登園再開に当たり、治癒証明書が必要な感染症に罹患した児童は、医療機関にて治癒の確認と集団生活の可否について診断を受け、専用の治癒証明書式を医療機関より受領し、保育施設に提出する。
 ・発行手数料は、市が医師会を通じて支払うため、保護者に費用負担は発生しない。
 ・庁内事務としては、西東京市医師会が取りまとめた市内医療機関分の費用について、年2回(上半期分は10月、下半期分は3月)医師会からの請求を受け、請求内容の確認(添付された証明書・意見書の写し)を行い、支払いを行っている。
 【対象者】 市内認可保育施設(地域型保育事業含む)入所児
 【対象経費】 1件 550円(税込み)※保護者負担なし
 【対象医療機関】 西東京市医師会加盟の医療機関

| | | | |
|-----------|-----|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|-----|---------|---|

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 1,060 | 1,828 | 2,576 | 3,135 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費: 手数料 | 1,060 | 1,828 | 2,576 | 3,135 | | |
| | その他: | | | | | | |
| 財源内訳 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| | 一般財源 | 1,060 | 1,828 | 2,576 | 3,135 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 166 | 161 | 161 | 161 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 1,226 | 1,989 | 2,737 | 3,296 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (治癒証明書発行件数) | 1 | 1 | 1 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|--|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | ① | 治癒証明書発行件数 | 1,926 | 3,322 | 4,683 | |
| ② | | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 増加要因: 保育施設の新規整備による在園児童数の増加に伴い、治癒証明書発行件数増加(令和2年度、令和3年度、令和4年度) 減少要因: 新型コロナウイルス感染拡大状況下での他の感染症の罹患数減少に伴い、治癒証明書発行件数減少(令和2年度、令和3年度) ※今後は、待機児童対策に係る新規施設整備の予定はなく、在園児童数は横ばいとなると考えられるため、治癒証明書の発行件数は、5類感染症になった新型コロナウイルス感染症を含め、感染症の流行状況にのみ影響を受けると考えられる。 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 西東京市医師会からは、園児の健康管理と感染症まん延防止の面から、治癒証明書の必要性は高いとの意見をいただいている。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 「保育所における感染症対策ガイドライン」において、登園再開ルールについては、市内医療機関や医師会、学校等と協議し、市としての取扱いを定め、広く周知することが適当とされている。市として取扱いを定めていない自治体もある中で、本市においては、医師会等との協力の下、きめ細かいルールが周知されている。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 子どもの健康管理及び保護者負担軽減という観点からは、本事業の必要性は高い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 子どもの健康管理について医師会の協力を得られているため、実施体制の妥当性は高い。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 認可外保育施設等の取扱いなどの課題はあるが、概ね適当である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 医師会との合意に基づく事業内容(文書の発行)であり、妥当である。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 健康な児童へのまん延防止を目的としており、市費負担が妥当である。 |
| | 事業コスト | 低い | 医師会の協力もあり、全額市負担の他の自治体と比較すると安価である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 年2回の支払いのため、業務負担は適切である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 治癒証明のルールについては、市内医療機関、医師会、学校、保育所及び保護者が協力して地域ごとに作り上げてきたものであり、集団保育における感染予防の観点からも必要なものであると考える。 本件には、文書の発行のための保護者の負担を問う意見もあるが、保育園におけるまん延防止という観点があり、市費負担で実施すべき事業である。 子どもの健康管理という点では、認可外保育施設を対象としていくかどうか検討が必要である。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 子どもの健康管理及び安定した保育環境の確保に資する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 代替サービスがなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 医師会に非加盟の医療機関での受診や認可外保育施設への入所者に対する対応の検討を要する。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 前回評価で指摘した、感染症の種別の検討が必要である。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 一定の受益者負担についての検討が必要である。 |
| | 事業コスト | 普通 | 感染症の種別の検討が進めば、事業費が安くなる可能性があるため検討が必要である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 前回より所要人員が増えているが、年2回の請求書類の内容確認であり標準的な業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 保育園児は、年齢的に免疫力が低く、また、保育の実施に伴い密着する機会が多いため感染拡大を防ぐためには必要な事業であり、感染症の発生又はまん延を予防し、安定した保育環境を確保することは重要である。一方、治癒証明の提出を必要とする感染症の種別については、改めて見直す必要があるものと考えられる。また、治癒証明書等発行手数料の全額公費負担については、多摩26市においても高いサービス水準にあることから、受益者負担による経費の抑制や認可外施設への対象範囲の拡大など、前回の評価において指摘されたものの、検証されていない事項について改善・見直しを図る必要があるものと考えられる。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、集団保育における感染予防の観点から有用性は認める。しかしながら、治癒証明書の取扱いについては、自治体によって様々であることから見直しの余地があると考えられる。 治癒証明の提出を必要とする感染症の種別や費用負担など、平成30年度の事務事業評価での指摘も含め、改めて他自治体の事例を調査・研究し、関係機関との協議の上、本事業の見直しについて検討が必要である。 |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 治癒証明書に代わる感染拡大防止策や、治癒証明書の交付を実施しなくなったことによる影響など、他自治体の事例を調査・研究するとともに、現在の治癒証明書が医師会との調整により作成されたものであることを踏まえ、医師会との調整を継続する。 ◇令和7年度以降 令和6年度の調整状況を踏まえ、関係機関との協議を行う。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------------|---------------------|
| 事業番号 14 | 事務事業名 子ども家庭支援センターの運営 | 所管部課 子ども家庭支援センター |
|------------|-------------------------|---------------------|

| | | | |
|--|--|--------|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | 根拠法令等【2】 |
| | 子どもと子育て家庭に対する支援、サービスの提供や調整を行い、子育て家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。 【根拠法令等：児童福祉法、児童虐待防止法、子ども家庭支援センター事業実施要綱、要保護児童対策地域協議会設置要綱】 | | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | |
| 【事業内容】 ・子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと子育て家庭を支援するネットワークを構築する。 (1) 子ども家庭支援センター事業 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務(通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援計画作成、支援及び指導、児童記録票の作成等や、関係機関との連絡調整等の業務)を行う。特に、全てのケースに対し、アセスメントに基づく支援プランを作成し、日々見直しを図りながら対応し、関係機関に情報提供することで、虐待予防、子どもの健康な育ち、将来の社会的自立に向けた支援を行う。 ・その他、次の事業を実施している。(2) 子育て支援ショートステイ事業、(3) 育児支援訪問事業、(4) 子育て広場事業 <国庫支出金・都支出金>子ども・子育て支援交付金、子供・子育て支援交付金、子供家庭支援区市町村包括補助事業費等 ※国庫支出金・都支出金は、人件費・会計年度任用職員報酬等への補助を含む。 | | | |
| 事業開始時期【5】 | | 平成15年度 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|--|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 38,072 | 39,639 | 41,111 | 47,625 | |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費：委託料 | 5,934 | 6,150 | 5,760 | 6,852 | 千円 |
| その他：役務費等 | 32,138 | 33,489 | 35,351 | 40,773 | |
| 財源 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | 40,326 | 39,235 | 47,441 | 47,430 | 千円 |
| 地方債 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| その他 (子育て支援ショートステイ利用者負担金) | 255 | 426 | 405 | 252 | |
| 一般財源 | 15,761 | 16,563 | 13,884 | 16,401 | |
| 所要人員(B)【8】 | 11.00 | 11.00 | 11.00 | 11.00 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 83,094 | 80,355 | 80,355 | 80,355 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 1,384 | 1,507 | 1,590 | 1,785 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 122,550 | 121,501 | 123,056 | 129,765 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (子供家庭相談事業/継続指導調査延べ回数) | 1 | 2 | 1 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|----------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①子供家庭相談事業/継続指導調査延べ回数 | 83,258 | 77,594 | 85,041 | | 回 |
| ②子供家庭相談事業/新規相談人数 | 1,309 | 1,306 | 1,364 | | 人 |
| ③虐待相談に占める0歳から3歳の割合 | 21% | 21% | 23% | | % |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】※他市との比較は令和3年度 ①令和3年度には、26市中で一番多く継続指導調査(要保護児童等に係る調査及び指導)を行っていた。 ②新規相談人数は微増しており、なかでも虐待についての相談件数は過去最高を記録している。 ③虐待相談件数全体に占める、0～3歳児に関する相談割合は21%である。(26市の平均は31%) | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|--|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | ブロック会議(要保護児童対策地域協議会の実務者会議)でのアンケートでは、子ども家庭支援センターに電話をしても、地区担当者が訪問での不在が多く、必要とするとときに相談が出来なくて困るという意見があった。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 新規相談受付件数 26市中6位 関係機関との連携・訪問・会議数 26市中1位 虐待死のリスクの高い0～3歳の全体に占める相談割合 26市中25位 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 子ども家庭支援センターは、子ども家庭支援全般に係る業務を担い、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連絡調整を行う機関である。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 要支援・要保護児童、特定妊婦に必要な支援を行うため連絡調整を行う機関として必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 民間団体がこの役割を担うことは難しい。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 支援を必要とする対象者の問題が複雑化しており、対応回数は増加している。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 今後、設置予定の機関に係る組織体制について、庁内関係部署との調整が必要である。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 配置する職員や担当部署に関する考え方は、市により異なるため、単純に比較できない。 |
| | 業務負担 | 多い | 新規相談受付件数6位/26市、関係機関との連携・訪問・会議数1位/26市であり、業務負担は重い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月以降にこども家庭センターとして機能構築をする必要がある。当該センターは、児童福祉と母子保健の一体的な支援を担う新たな体制となり、継続する業務を含め新規事業等に関する詳細は、今後こども家庭庁より示される。令和6年4月以降の開設に向け、母子保健との連携方法等について検討を進める必要がある。また、今後、0歳から3歳までの虐待情報については、こども家庭センターを整備することで母子保健との連携強化により、改善できる余地がある。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 要支援・要保護児童、特定妊婦に必要な支援を行うために必要な事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が中心となって実施する事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 関係機関との調整など対象が多岐に渡っている。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 母子保健との連携を踏まえ新たな体制づくりが必要である。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 母子保健との連携に際しては、コスト増とならないよう取り組むべきである |
| | 業務負担 | 多い | 前回の事務事業評価を受けた体制整備は行ったものの、なお、業務負担の多い事業である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | これまでの事務事業評価を踏まえ、子育てに関する総合相談を含む児童虐待予防策への対応については、体制整備を含め取組が進められているが、支援を必要とする対象者の問題が複雑化しているため相談件数等は増加している。一方で、児童福祉法の改正に伴うこども家庭センターとしての機能構築に当たっては、児童福祉と母子保健の一体的な支援を担う新たな体制となることから、業務の効率化を図りながらより強固な連携が図れるよう、体制を整備していく必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、子どもと子育て家庭を支援するネットワークを構築し、子育て家庭の福祉の増進に資するものである。 本市においても、児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化しており、児童福祉法の改正に伴うこども家庭センターの設置をはじめとした体制の強化について取り組む必要がある。 真に実効性のあるこども家庭センターの構築に向けては、部署横断的な体制強化が不可欠であり、関係部署との連携強化に努められたい。 |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 母子保健と児童福祉の機能を一体化するこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行えるよう人員や体制を整備するとともに、より効果的な組織体制や設置場所の検討を進める。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------------------------|---------------|
| 事業番号 15 | 事務事業名 地球温暖化対策事業費(環境チャレンジ、環境アワード) | 所管部課 環境保全課 |
|------------|-------------------------------------|---------------|

| | | |
|---------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 市民一人ひとりに環境にやさしい行動の実践を促す「にしとぅきょう環境チャレンジ」及び環境にやさしい行動に積極的に取り組む個人・団体・学校・事業者などを表彰して機運を高める「にしとぅきょう環境アワード」を実施することにより、2050年のゼロカーボンシティの実現を目的とする。 【根拠法令等:にしとぅきょう環境チャレンジ事業実施要綱、にしとぅきょう環境アワード要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

■にしとぅきょう環境チャレンジ
 【実施内容】
 ・環境に配慮した行動に対して付与されるポイントで、環境に配慮した景品が当たる抽選に応募できる事業
 【実施方法・実施期間】
 ・令和5年度:紙資源の削減のため、西東京市公式LINEで実施。実施期間は令和5年8月1日～令和6年1月31日
 ■にしとぅきょう環境アワード
 【実施内容】
 ・実践的な取組を進める個人・団体・学校・事業者を表彰し、多くの方が実践できるようその取組を紹介する事業
 【実施方法・表彰日】
 ・令和5年度(予定):表彰日は令和5年11月12日に開催する西東京市民まつり会場内の野外ステージにて実施予定

| | | | |
|-----------|-------|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 令和4年度 | 実施形態【6】 | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 |
|-----------|-------|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|--|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | — | — | 342 | 541 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 報償費 | — | — | 257 | 409 | |
| その他: 需用費、役務費 | — | — | 85 | 132 | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | — | — | — | — | |
| 地方債 | — | — | — | — | |
| その他 () | — | — | — | — | |
| 一般財源 | — | — | 342 | 541 | |
| 所要人員(B)【8】 | — | — | 0.26 | 0.26 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | — | — | 1,899 | 1,899 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | — | — | — | — | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | — | — | 2,241 | 2,440 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (にしとぅきょう環境チャレンジ参加者数と にしとぅきょう環境アワード応募数の合計) | — | — | 17 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①にしとぅきょう環境チャレンジ(参加者数) | — | — | 100 | | 世帯 |
| ②にしとぅきょう環境アワード(応募数) | — | — | 33 | | 団体 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 環境チャレンジは参加者数の増減を指標としてとらえられるが、環境アワードについては表彰団体の活動内容を広く市民に周知することによる環境活動の普及促進が目的であるため、応募数を指標と設定しているものの、見直しが必要になってくる。 <参考:報償費の内訳> 【11】①にしとぅきょう環境チャレンジ R4:207千円、R5:359千円 ②にしとぅきょう環境アワード R4:50千円、R5:50千円 | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|--|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | にしとぅきょう環境チャレンジでは、参加者から「環境配慮行動のきっかけとなった」「周知方法をわかりやすく」という意見があった。また、にしとぅきょう環境アワードについては、「励みになった」という意見があった。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 多摩26市において、にしとぅきょう環境チャレンジと同様の事業を行っている市は本市を含めて5市、にしとぅきょう環境アワードと同様の事業を行っている市は本市を含めて3市である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | ゼロカーボンシティの実現に寄与する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市内のみを対象とした同様のサービスを提供している民間団体等がない。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 環境アワードは、「学校」は表彰ではなく、環境推進校として別に市が認定する方法もあると考える。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 活動内容を広く普及させることを目的とし、団体を表彰して幅広く周知することは効果があると考える。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 環境活動への意識啓発が目的であるため、現在の状況で問題ないと考える。 |
| | 事業コスト | 普通 | 環境チャレンジ・環境アワードの参加者数・応募者数を鑑みれば、適正であると考えられる。 |
| | 業務負担 | 多い | まだ普及段階の事業のため、試行錯誤していく必要があり業務負担は多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>にしとうきょう環境チャレンジにより、参加した市民について、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組が推進され意識醸成が一定程度図られたと考えられる。にしとうきょう環境アワードでは、表彰された取組をホームページにて市民に周知して環境活動の普及促進に努めている。今後は、両事業について、より多くの市民に意識が広がるよう継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、周知方法について意見があったため、事業を広く分かりやすく周知できるよう取り組む必要がある。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | ゼロカーボンシティの実現に向け、市民一人ひとりの環境意識の啓発に資する事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行う必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 真に効果的な対象・事業となっているか、改善の余地がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 事業手法や内容、周知方法等に改善の余地がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 低い | 他自治体と比較して低コストである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業規模から、実施効果に相応した業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>ゼロカーボンシティの実現に向け、市民一人ひとりの意識啓発は重要な課題であり、市として力を入れていくべき分野である。両事業は、広く個人や団体等を対象として実施されているものの、主なターゲットの設定・絞り込み、またそこを狙った有効な事業展開となっておらず、効果が見えにくい。意識啓発・普及啓発という側面であれば、例えば参加者数の少なかった「環境チャレンジ」の規模を縮小し、参加の多かった「環境アワード」において、学校や地域・家庭内のつながり・展開を意識した内容や、市の環境を考えていく上で重要な主体の一つである「市内企業」と連携した取組とするなど、効果的な事業展開について検討する必要があり、両事業の予算配分の見直しや統合などを含め抜本的な見直しが必要である。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、ゼロカーボンシティの実現を目指し、地域全体で環境負荷の少ないまちを次世代につなぐために、本市としても力を入れて実施してきたものである。</p> <p>にしとうきょう環境チャレンジは市民による環境に配慮した行動を促すことを、にしとうきょう環境アワードは表彰された環境活動の周知と普及啓発を図ることを目的としてそれぞれ実施してきたことは評価できるが、二次評価で指摘があるように、事業の効果が見えにくいことが課題である。</p> <p>今後は、本事業を通じて削減された二酸化炭素排出量を推計するなど、事業の効果把握に努めるとともに、その効果を参加者にも示すことにより、本事業へのより積極的な参加が見込まれるような事業展開を検討されたい。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | <p>◇令和6年度</p> <p>にしとうきょう環境アワードについては、被表彰者のゼロカーボンシティに資する取組の紹介により、活動の輪が広く市民に広がっていくような仕組みを構築していく。</p> <p>にしとうきょう環境チャレンジについては、ホームページやイベント等において、各行動での二酸化炭素排出削減量の推計を示すなど、脱炭素社会の実現に向けた市民の意識啓発を図る。</p> <p>◇令和7年度以降</p> <p>令和6年度の見直しに基づき、事業実施を進める。</p> |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|----------------------------|-----------------|
| 事業番号 16 | 事務事業名 環境美化・喫煙マナー推進事業委託料 | 所管部課 ごみ減量推進課 |
|------------|----------------------------|-----------------|

| | | |
|------------------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 西東京市まちの美化と安全を推進する事業を実施することにより、街の美化の推進及び市民の安全の確保を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市まちの美化と安全を推進する事業実施要綱】 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容】 市民及び関係機関の協力を得て、市内の公共の場所（道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。）において、街の美観を損なう行為又は第三者に危険を及ぼす可能性のある行為について、その抑制と防止を図り、清掃活動をし、マナーの向上を呼びかける等の啓発活動を行う 【実施方法】 清掃活動及びマナーの向上を呼びかける啓発活動を実施する者を美化・喫煙マナー推進員として、シルバー人材センターへ委託を行っている。 【委託内容】 活動場所：市内5駅の路上喫煙(ポイ捨て)防止地区内 実施日数：180日(ただし、1月1日から1月3日までを除く。)、概ね1日おきとする。 従事関係：午前7時から午前8時30分まで及び午後3時から午後4時30分まで計3時間 各駅2名配置 | |
| 事業開始時期【5】 平成19年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () | |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|-------------------------|------------|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|----|
| | 事業費(A)【7】 | | 7,280 | 7,328 | 6,779 | 6,957 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費：委託料 | 7,280 | 7,328 | 6,779 | 6,957 | | |
| 内訳 | その他： | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| 内訳 | 地方債 | | | | | | |
| 内訳 | その他 () | | | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 7,280 | 7,328 | 6,779 | 6,957 | | |
| 所要人員(B)【8】 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 人 | |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | | 千円 | |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | | 7,280 | 7,328 | 6,779 | 6,957 | 千円 | |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | | | |
| (E)=(D)/ (清掃活動に伴うごみ回収量) | | 4 | 5 | 5 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|---|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | ① | 清掃活動に伴うごみの回収量 | 1,680 | 1,425 | 1,466 | |
| ② | | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 市内5駅の委託による清掃活動によって回収されたごみの回収実績。 令和4年度から、清掃活動の委託時間を3時間半/日から3時間/日に短縮した。 コロナ禍においてごみの量は減少していたが、令和4年度以降、増加傾向にある。 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 令和5年度の路上喫煙による副流煙やポイ捨てに対する苦情件数は、令和4年度を大きく上回るペースで寄せられている。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 26市中17市が駅周辺等での清掃活動を実施しており、うち15市は業務委託を行っている。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 代替・類似サービスは無い。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 市内5駅を路上喫煙・ポイ捨て防止地区に指定しており、駅周辺を清潔に保つために必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市民による清掃活動を行っている場合もあるが、市が定期的に行う必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 指定した地区で、啓発活動及び清掃を行っているが、吸い殻やごみのポイ捨てが多く、間に合っていない。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 吸い殻やポイ捨ての量が多くなっており、活動の日数が足りていない。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 各市、駅数が異なるため比較は難しいが、一駅あたりの従事日数・時間を比較すると平均的である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事業実施効果に相応した業務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になったことに伴い、外出する機会が増え、市内各駅の利用者も増加していることから、タバコやごみのポイ捨てが目につくとの市民からの問い合わせが増加してきている。そのため、清掃活動及びマナーの向上を呼びかける啓発活動の実施について、日数、時間数を増やす必要があると考える。また、駅周辺のペDESTリアンデッキや市道の清掃について、管理担当課と重複する部分があるため、一本化もしくは役割分担の調整が必要である。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 街の美化及び市民の安全の確保に寄与している。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行う必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | ごみの回収量にあわせて清掃活動場所を見直す必要がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 委託作業の実施実態を確認し、委託内容について見直しを図る必要がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 各市、駅数が異なるため比較は難しいが、委託料としては中位である。 |
| | 業務負担 | 少ない | 委託作業の実施実態のチェックなど、市がもう少しかわりを持つべきと考える。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | コロナ禍前と比較して、全体ではごみの量は減少しているものの、令和4年度以降は増加しつつある。駅別で見ると、大きく減少が見られる駅がある一方、増加量が顕著な駅もあり、その傾向は様々である。一方で、路上喫煙による副流煙やポイ捨てに対する苦情件数は増加傾向にあり、喫煙所を撤去した影響も一因であると考えられる。 そのため、本事業をより効果的な事業とするためには、ごみの量や種類、捨てられている場所、休止している喫煙所の影響等の分析や、市民意見の聴取を行い、清掃箇所や活動時間についての見直しを図るとともに、休止している喫煙所の再開について予算を含めた検討が必要であると考えられる。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、街の美化推進及び市民の安全確保に資するものである。しかしながら、ごみの回収量については、各駅ごとに傾向が大きく異なるため、ごみのポイ捨ての現状を把握・分析する必要がある。その結果を踏まえ、美化・喫煙マナー推進員の配置時間や活動場所など、委託内容の見直しについて検討された。 また、喫煙所の取扱いについては、「健康増進法の一部を改正する法律」や、東京都の「受動喫煙防止条例」を踏まえ、喫煙者、非喫煙者それぞれの立場に配慮しつつ、進められたい。 |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 特に改善が必要な駅について、委託内容を見直す。また、指定喫煙所の取扱いについて、引き続き検討していく。 ◇令和7年度以降 まちの美化と安全を推進するため、周知・啓発活動を継続して行うとともに、引き続き状況を調査・研究し、改善を図る。 指定喫煙所の取扱いについて、令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|------------------------------|-----------------|
| 事業番号 17 | 事務事業名 リサイクル推進事業費(小型家電の回収) | 所管部課 ごみ減量推進課 |
|------------|------------------------------|-----------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 小型家電を回収し、再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。 【根拠法令等: 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律】 | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容】
戸別収集により、収集品目として「小型家電」を収集

【実施方法】
・市内を8区域に分け、毎週水曜日に2区域ごと、収集運搬委託事業者が小型家電を収集
・収集後、収集運搬委託事業者および現業職員(4人)により、金属製のものや基板が含まれるものなどとそれ以外に選別する。
・金属製のものや基板が含まれるものは、リサイクル業者に売却する。
・それ以外のものについては、処理委託業者に処理費用を支払ってリサイクル処理を行っている。

| | | | |
|-----------|--------|---------|--|
| 事業開始時期【5】 | 平成25年度 | 実施形態【6】 | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|--------|---------|--|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 6,719 | 6,527 | 6,730 | 4,400 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 小型家電処理委託料 | 4,409 | 3,694 | 3,815 | 2,200 | |
| その他: 小型家電収集運搬委託料 | 2,310 | 2,833 | 2,915 | 2,200 | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 6,719 | 6,527 | 6,730 | 4,400 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 3,022 | 2,922 | 2,922 | 2,922 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 9,741 | 9,449 | 9,652 | 7,322 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ () | 62 | 57 | 56 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|----------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①小型家電処理量 | 158 | 166 | 173 | | t |
| ② | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 処理委託業者に処理委託をした小型家電の引き渡し量であり、年々増加している。 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 特になし |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 小型家電を通常回収(市民が収集拠点に持ち込むのではなく、行政が回収作業を行うこと)している自治体は26市中7市である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 代替・類似サービスは無い。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|--|
| A | 事業の必要性 | 高い | 小型家電を回収することで再資源化の促進につながっている。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | リサイクル推進事業は、再資源化を促進するため市として実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 市域全域において戸別収集により回収している。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 近年は小型家電の売払い額が下がったため、処理委託料を支払い、処理をしている。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 一部の小型家電を粗大ごみとして回収し、処理手数料を受益者負担とする検討を行っている。 |
| | 事業コスト | 普通 | 小型家電を選別し、再資源化する費用としては妥当である。 |
| | 業務負担 | 多い | 毎週選別作業を行っており、業務負担は多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 小型家電の収集を開始した当時は、比較的高価に売払いが可能で、処理委託料を支払うことなく処理が可能であったため、比較的大きい家電についても小型家電として無償回収していた。近年はプラスチック製家電などの買取り額が下がったため、逆に処理委託料を支払い、処理をしている。このことから、扇風機や空気清浄機などの大きな家電については粗大ごみとして回収し、処理手数料を受益者に負担していただくことを検討している。なお、粗大ごみとして回収した場合でも柳屋園において適切に再資源化されるため、再資源化の促進に資する回収方法となる。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 小型家電を回収することで再資源化の促進につながっている。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | リサイクル推進事業は、再資源化を促進するため市として実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 市域全体において戸別収集により回収している。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 小型家電の売払い額が下がったため、処理委託料を支払い、処理をしている。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 全ての小型家電が無償回収となっており、適切な受益者負担が設定されていない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 小型家電を選別し、再資源化する費用としては妥当である。 |
| | 業務負担 | 多い | 通常のゴミ収集と異なり選別作業を行うため、業務量は多い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 現時点では、事業開始時点と比較してプラスチック製家電製品などの売払い額が下がっているため、事業立ち上げ当時ほどの財政効果が望めず、市の費用負担が増加する傾向にある。 一次評価に記載のある、大きな家電を粗大ごみとして回収することは、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るという事業目的の達成の妨げとならない回収方法であり、他自治体の事例を分析しつつ、回収方法の変更による受益者負担の導入について検討を行うべきである。ただし、新たな受益者負担を設定することになるため、導入の効果について検証を行うとともに、その過程を適切に公表する必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 小型家電については、本事業の開始当初は売払いによる歳入が得られていたが、近年は買取り額が下がっただけでなく、逆に処理費用を支払う必要が生じているため、無償回収する小型家電の品目を見直すことは理解できる。また、品目を見直す際は、コスト面のみではなく、本事業の目的である廃棄物の適正な管理という観点からも検討する必要があると考える。 回収方法の変更により、本事業の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が損なわれないか、無償回収から有償回収に移行した他自治体の事例などの確認を行い、事業の改善・見直しを図っていくことが必要である。 よって、まずは、回収方法の変更により、本事業の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が損なわれないか慎重に検証を行った上で、事業の改善・見直しを図っていくことが妥当である。 | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、平成25年度の事務事業評価において、「環境負荷の低減、循環型社会の形成に寄与する」として事業化された。また、同評価では、「収支状況等を勘案しながら、必要に応じて随時の見直しを図り、不断の改善に努められたい。」と示されている。今日では、社会情勢の変化により市の財政負担が生じていることから、小型家電として回収する品目の見直しを行い、サイズの大きいものは粗大ごみとして扱うことで受益者負担を求めると、事業の見直しを検討するべきであると考えられる。しかし、外部評価で挙げられているとおり、本事業の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が損なわれないか十分に検証された上で、見直しに取り組まれない。 | |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」に与える影響を検証するとともに、廃棄物減量等推進審議会等からの意見も踏まえながら、小型家電として回収する品目の見直しの検討を行う。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえ、小型家電として回収する品目の見直しを実施する。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-----------------|---------------|
| 事業番号 18 | 事務事業名 都市計画証明 | 所管部課 都市計画課 |
|------------|-----------------|---------------|

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | 根拠法令等【2】 |
| | 申請に基づき、都市計画道路、用途地域、高度地区、防火地域等の都市計画の計画線について、証明を行うことを目的とする。 | | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | |
| 【証明書の用途】 建築確認申請、売買などの提出書類として必要になる場合がある。 【手数料】 ①都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明 1件 2,000円 ②生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明 1件 300円 ※①及び②を同時に証明する場合、1件 2,000円 | | | |
| 事業開始時期【5】 | | 合併前 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|----|
| 歳入(手数料) | 164 | 182 | 152 | 201 | 千円 | |
| 事業費(A)【7】 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 内訳: 主要な経費: | | | | | | |
| 内訳: その他: | | | | | | |
| 財源: 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| 財源: 地方債 | | | | | | |
| 内訳: その他 () | | | | | | |
| 内訳: 一般財源 | | | | | | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 2,266 | 2,192 | 2,192 | 2,192 | | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| 総コスト(D)=- (A)+(C)+(C') | 2,266 | 2,192 | 2,192 | 2,192 | 千円 | |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/① (証明発行件数) | 28 | 24 | 28 | — | 千円 | |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|---|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| ①証明発行件数 | 82 | 91 | 77 | | 件 |
| ② | | | | | 円 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 毎年度の証明発行件数を指標として記載 手数料は、令和5年度時点で2,000円と設定しており、原価計算によるコストと大幅な乖離があることが課題である。 | | | | | |
| 【11】 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|--|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 主な民間確認検査機関にヒアリングを実施した結果、「廃止している自治体もある」「法的な手続きではない」「(建築確認申請は)基本的に申請主義である」などの理由から廃止・簡素化しても運用は可能であるとの回答を得た。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 本市と同様に特定行政庁を持つ自治体では、半数以上の自治体が廃止もしくは実施していないことから、他団体と比較してサービス水準は高い。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 都市計画図書(計画図1/2500)の写し交付 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 低い | 法定的な手続きではなく、証明として発行する必要性が低いため。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 都市計画決定をしているのは市であるため、民間やNPOによる代替サービスの提供は不可。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 必要な対象者にサービス提供ができていないため。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 発行する証明の精度について課題がある。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 他自治体との均衡を考慮して設定している手数料と原価計算によるコストに大幅な乖離がある。 |
| | 事業コスト | 普通 | — |
| | 業務負担 | 多い | 手数料と事務量に大幅な乖離がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | 法定的な手続きではなく、全国一律の基準等は存在しない。また、都市計画の線引きに当たっては、測量等に基づく確固たる根拠が無く、発行する図面の精度について、課題となっている。手数料については、西東京市手数料条例により1件当たり2,000円としているが、令和3年度の決算に基づく、原価計算によると大幅に乖離があり、現行の手数料と事務量が見合わないのが現状である。他自治体においても、同様の課題から廃止をしている自治体もある。本市では、東京都が推進する都市計画データのGIS化(電子データ)の動きに併せ、令和5年度末に用途地域等の都市計画情報をGISデータ化する予定であり、これに併せ代替的なサービスを提供することで事業を廃止したいと考えている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 低い | 法定的な証明ではなく、発行する必要性が低い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市のみ発行できる証明である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 必要とする対象者が明確である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 証明内容の精度について課題がある。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 現行の手数料と原価計算によるコストに大幅な乖離がある。 |
| | 事業コスト | 高い | 1案件作成におけるコストは、主に人件費として高額である。 |
| | 業務負担 | 多い | 証明書作成にかかる事務処理時間が平均して多いものである。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | 現在行っている証明は、作成に多くの時間を要し、かつ証明内容はその精度が課題となっている。また、手数料の面についても、他自治体との均衡を考慮した現在の手数料では、原価コストと大幅に乖離している状態である。一方、本証明書の必要性については、法定的な証明ではない事や、年間の発行件数からしても、必ずしも必要不可欠なものではないと思われる。このように、一部のニーズはあるものの、現行の対応では合理性が大きく欠けており、また、今後は東京都が推進する都市計画データのGIS化(電子データ)の動きに併せ、令和5年度末に用途地域等の都市計画情報をGISデータ化する等、より合理的な手法への切替えを予定していることから、本事業にあっては、事業の廃止に向けて進められたい。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|---|--|---------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | (対象外) | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、建築確認申請の際などに提出が必要となる場合があるが、法定の手続きではなく、都内では廃止又は実施していない自治体も多い。 また、一次評価及び二次評価でも挙げられているとおり、証明の作成に係る業務負担に課題がある。担当課において、令和5年度末に予定している用途地域等の都市計画情報のGISデータ化に併せ、より合理的な代替手法への切替えを検討していることを踏まえ、本事業にあっては、事業の廃止に向けて進められたい。 | |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 都市計画証明を廃止するとともに、用途地域等をGIS化したデータを活用した代替手法による運用を開始する。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|------------------------|---------------|
| 事業番号 19 | 事務事業名 スクールロイヤー制度の導入 | 所管部課 教育企画課 |
|------------|------------------------|---------------|

| | | |
|---------|--|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 学校現場における多様な事案への対応について、法律の専門家である弁護士が、学校及び教育委員会に対して、第三者的な立場から法的アドバイスをを行うことで組織的に適切な教育行政を推進する。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容・実施方法】
 学校事故、児童・生徒指導上の事案に対する法律業務(法律相談、書面作成、法令及び事実関係の調査等)を弁護士に委託し、学校及び教育委員会からの依頼に対して法律の専門家である弁護士が第三者的な立場からアドバイスをを行う。
 また、校長、副校長を対象とした法律研修等を実施する。

【委託内容】
 (1)学校及び教育委員会における法律事務への助言
 ・相談時間：一月当たり30時間を上限
 ・相談方法：週1回程度、庁内における対面相談を原則として実施。相談内容の緊急性等に応じ、教育委員会との調整の上、電話、メール等による相談も可能
 (2)学校管理職を対象とした法律研修等

| | | | |
|-----------|-------|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 令和2年度 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|-------|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|----------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 3,190 | 4,015 | 4,015 | 4,015 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費：委託料 | 3,190 | 4,015 | 4,015 | 4,015 | |
| その他： | | | | | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 3,190 | 4,015 | 4,015 | 4,015 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 223 | 215 | 215 | 215 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 3,413 | 4,230 | 4,230 | 4,230 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | |
| (E)=(D)/ (相談件数) | 213 | 169 | 249 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|---|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| ①相談件数 | 16 | 25 | 17 | | 件 |
| ②法律研修実施回数 | 0 | 1 | 1 | | 回 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | | | | | |
| ①スクールロイヤーに相談した件数(過年度からの継続件数を含む。)※令和2年9月から事業開始 | | | | | |
| ②学校管理職を対象とした法律研修実施回数 | | | | | |
| 令和3年度：「学校における個人情報の保護について」参加者57名 | | | | | |
| 令和4年度：「スクールロイヤー制度の活用について」参加者56名 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 学校からは、対応が難しい案件に対しても、法的な裏づけを持った対応を行うことができたと聞いている。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 スクールロイヤーを設置している自治体は26市中8市である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 顧問弁護士委託、任期付職員(弁護士) |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-----------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 多様な事案に迅速に対応する必要がある学校運営に不可欠となっている。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行うべき事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 現段階で改善の余地はない。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 現段階で改善の余地はない。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 契約内容に差異があるため一概に比較ができない。 |
| | 業務負担 | 少ない | 事業実施効果に対し、業務負担が軽い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>令和2年度からスクールロイヤー制度を導入している。相談件数は事案に基づくものであり、事案によっては相談等が複数回に及ぶものもある。学校現場では発生から解決まで迅速かつ丁寧な対応を求められることも多く、法律の専門家である弁護士からの法的なアドバイスによる初期対応は業務負担の軽減につながっている。近年は相談内容が多様化、複雑化していることから、法律の専門家に定期的に相談できる仕組みを構築し、問題を早期に解決することが、学校運営を円滑に行っていくためにも重要となっている。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 学校における多様化かつ複雑化する様々な事案に、迅速かつ適切に対応するために必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行うべき事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 学校における事案が対象であり、適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 学校における事案が対象であり、適切である。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 低い | 他自治体との比較は困難だが、弁護士会等での相談費用と比較して低廉である。 |
| | 業務負担 | 少ない | 一般的な契約関係事務であり、特別な負担はない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>学校における多様化かつ複雑化する様々な事案に、迅速かつ適切に対応するために、本事業の必要性は高いと考える。現在の契約内容には、定期的な相談機会の設置による対面での相談対応のほか、研修の実施も含まれており、弁護士会等での相談費用の目安が30分5千円(税別)であることを踏まえると、事業コストは費用対効果が高いといえる。</p> <p>他自治体での導入も増加していることから、より適切な契約内容や活用方法を検証し、一層効果的な運用ができるよう努めるべきと考える。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、学校事故や児童・生徒指導上の事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から予防的に法務相談を行うことで、速やかな問題解決や教職員の負担軽減に資するものである。</p> <p>限られた相談時間の中で、学校現場における法的助言を必要とする事案に1件でも多く対応できるよう、運用面について検証し、より効果的・効率的な制度とされたい。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度以降 限られた相談時間の中で、より効果的・効率的に制度を活用できるよう、運用面について検証を進める。 |
|----------------------|---|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------|---------------|
| 事業番号 20 | 事務事業名 交換物集配委託料 | 所管部課 教育企画課 |
|------------|-------------------|---------------|

| | | |
|-----------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 市立小・中学校及び西原総合教育施設と教育委員会事務局との間において、定期的に交換物を集配することで円滑な学校運営に資することを目的とする。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容・実施方法】 原則、開庁日に、教育委員会事務局と西東京市立小・中学校及び西原総合教育施設との間の文書及び物品の集配を行う。 【委託内容】 ・業務時間 午前11時30分から午後5時まで ・業務内容 1日1回、教育委員会事務局に設置されている文書交換箱に分配されている交換物を、各学校等へ巡回しながら配送するとともに、各学校等から教育委員会事務局宛での交換物を受領する。教育委員会事務局へ帰庁後は受領した交換物を文書交換箱へ分配する。 ・交換業務委託箇所 交換業務実施対象箇所のうち、令和2年度は20校、令和3年度は21校、令和4年度から市立全小中学校27校を含む28箇所について委託を行っている。 | |
| 事業開始時期【5】 | 平成20年度 | 実施形態【6】 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|---------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 3,616 | 2,772 | 2,619 | 4,117 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 委託料 | 3,616 | 2,772 | 2,619 | 4,117 | |
| その他: | | | | | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 3,616 | 2,772 | 2,619 | 4,117 | |
| 所要人員(B)【8】 | 1.08 | 0.99 | 0.02 | 0.02 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 8,158 | 7,206 | 117 | 117 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 11,774 | 9,978 | 2,736 | 4,234 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (交換業務実施対象箇所) | 421 | 356 | 98 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①交換業務実施対象箇所 | 28 | 28 | 28 | | 施設 |
| ② | | | | | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 交換業務を行った施設の数(市立小・中学校及び西原総合教育施設) 令和2年度は、一部の学校(8校)について直営(学校用務員による集配)にて実施。 令和3年度は移転したひばりが丘中学校を委託化。 令和4年度から残りの7校を委託化し、全校で委託実施。 | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 特になし |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 交換便業務を委託している市は12市(西東京市含む。)そのうち週5日実施は10市、週3日実施が1市、週2日実施が1市となっている。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 文書交換等委託(総務課) |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 学校運営を円滑に行うためには必要不可欠である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行うべき事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 学校運営を円滑に行うため全校で毎日実施する必要がある。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 必要不可欠な業務を全校で委託しており、効率的効果的な委託となっている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較しても標準的なコストである。 |
| | 業務負担 | 少ない | 委託事業のため業務負担は軽減されている。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 交換便業務は、主に教育委員会事務局と学校間での契約関係、支払伝票、文書関係の收受を行うため、原則として開庁日は毎日実施している。学校においては、日常的に契約、支払い等の事務が発生しており、週5日の交換業務があることで遅滞なく円滑な学校運営につながっている。直営での実施については、労務管理の課題もあり、委託をすることが効率的な事務及び円滑な学校運営につながる。なお、教育委員会以外の市長部局及び関係機関から各学校への啓発、周知などの連絡にも交換便が広く使用されている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 学校運営を円滑に行うため、各学校等と教育委員会事務局間の交換物の集配業務は必要である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって行うべき事業である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 教育委員会所管の全ての学校等が対象であり適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 必要不可欠な交換物の集配業務を合理的に実施されている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較しても標準的なコストである。 |
| | 業務負担 | 少ない | 本委託業務の運用面の業務は軽い。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 原則として開庁日には毎日実施している教育委員会事務局と学校間での伝票や各種文書等の集配業務は円滑な学校運営に寄与しており、必要不可欠な業務と言える。直営(市職員)による業務実施については、労務管理上の課題や人件費などの面において高コストとなる要因となっていた。市内全校を委託する場合と一部の学校のみを委託する場合の経費に大差はないことから、民間事業者へ全校分を一括委託することは合理的と考える。 なお、当面は継続実施が妥当であるが、今後、文書や伝票の電子化による進捗状況に応じて、本業務の頻度や必要性については検証する必要があるものとする。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、教育委員会事務局と学校間において、原則として開庁日には毎日、伝票や契約文書、児童・生徒に配布する案内物等を集配しており、円滑な学校運営のために、現状では必要不可欠な業務と言える。 ただし、伝票や文書等については、DXの推進、ゼロカーボンシティ実現の観点から、市全体として電子化を検討する必要があり、その進捗状況に応じて、本事業においても集配頻度や必要性について、検証をされたい。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度以降 市全体の電子化の進捗状況等を踏まえて、集配頻度等の事業に係る仕様を検討していく。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|------------------|-------------|
| 事業番号 21 | 事務事業名 交通擁護委託料 | 所管部課 学務課 |
|------------|------------------|-------------|

| | | |
|---------|---|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 西東京市立小学校の児童の登下校時に、交通擁護員による通学の案内、交通ルールなどの指導啓発を行うことで、児童の安全を確保するとともに児童の規範意識の向上を図ることを目的とする。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

【事業内容】
西東京市シルバー人材センターへ委託し、令和5年度は市立小学校18校で計67箇所交通擁護員を配置している。

【委託内容】
・児童の通学の案内及び挨拶・声かけを行い、児童の安全を確保する。
・交通マナーの指導・啓発を通じ、児童の交通ルール等の規範意識を向上させる。

【実施方法】
配置については、毎年度、学校・保護者・警察・市が合同で実施している通学路の安全点検において、危険と判断された場合や交通擁護員の配置要望等があった場合に、実際の通学時間帯における児童の通学状況や車両の通行量等を確認した上で決定している。

| | | | |
|-----------|-----|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|-----|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|----------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 36,417 | 39,400 | 41,344 | 47,069 | 千円 |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費: 委託料 | 36,417 | 39,400 | 41,344 | 47,069 | |
| その他: | | | | | |
| 財源 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | 36,417 | 39,400 | 41,344 | 47,069 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 755 | 731 | 731 | 731 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 37,172 | 40,131 | 42,075 | 47,800 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 | | | | | 千円 |
| (E)=(D)/ (配置箇所数) | 539 | 590 | 619 | — | |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|--|----------------|----------------|-------|----|
| ①配置箇所数 | 69 | 68 | 68 | | 箇所 |
| ② | | | | | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 道路環境の変化など、必要に応じて配置箇所の変更を実施している。高齢化等による交通擁護員の減少に伴い、令和5年度は配置箇所を削減した(67箇所)。最低賃金の引上げに伴い、単位当たりコストは増加している。 | | | | |
| 【11】 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | シルバー人材センターからは、会員の高齢化等により、年々、業務体制の確保が難しくなってきた旨の申し出を受けている。地域団体(育成会・高齢者クラブ等)からは、共働き世帯の増加や会員の高齢化により見守りの実施が難しいとの意見がある。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 交通擁護員を配置している市は26市中14市であり、配置箇所数及び予算額は本市が最も多いが、各市で道路環境が異なるため、本市の道路環境を考慮する必要はある。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 地域(PTA・高齢者クラブ等)による見守り |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 高い | 登下校時の児童の安全確保の観点から不可欠である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 現段階では市が主体的に実施する必要があるが、担い手の確保が課題である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 地域の児童を対象とした事業であり適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 委託業者における高齢化等に伴い、交通擁護員の確保が難しくなっている状況がある。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 設置箇所数が多く、委託料が高額となっている。 |
| | 業務負担 | 普通 | 標準的な事務負担である。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>本市の道路環境を踏まえ、児童の安全確保のための本事業は、引き続き実施する必要がある。通学路点検等で配置状況を確認しており、配置箇所及び箇所数の見直しは難しい。一方、現行の委託業者から、高齢化等により人員の確保が難しいとの報告を受けており、地域団体へ地域による見守りの聞き取りや協力依頼をしてきた。交通擁護員を配置していない自治体では、ボランティアの募集を行い、見守りを実施しているところもある。今後は、児童の安全確保に向けて市報等で広くボランティアを募集するなど、新たな見守り体制を構築することで、交通擁護員の減少に伴う段階的な委託事業の縮小を図っていく。</p> | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 児童の安全確保のため必要な事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 市が主体となって実施する必要があるが、担い手については検討するべきである。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 毎年の安全点検を基に危険箇所を判断し実施している。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 体制維持のため、人員確保や事業費の抑制が必要である。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 高い | 設置箇所数が多く高額である。 |
| | 業務負担 | 少ない | 事業実施効果に対し、業務負担は少ない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | <p>通学時における児童の安全確保の観点からは必要な事業であると考ええる。一方で、前回評価時(平成30年度)の行革本部評価では抜本的見直しとして、人員確保や事業費の抑制、交通擁護員配置の段階的縮小などの指摘がされていたが、改善に至っていない状況である。</p> <p>配置時間や雇用形態などの精査とともに、交通擁護員の配置については多摩26市中14市となっている現状からも、他市事例等を参考としつつ、持続可能な見守り体制を維持するための地域との連携など、具体的な方策を検討すべきである。</p> | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>本事業は、平成30年度の事務事業評価において人員の確保や、事業費の抑制が課題とされているが、見直しがされていない。</p> <p>委託先における人員確保が困難になっている現状からも、通学路における児童・生徒の安全確保の水準を維持していくためには、段階的な委託事業の縮小を図り、これまで以上に学校と地域が連携することで、地域全体で子どもの見守りを行っていくなどの見直しを実施する必要がある。</p> <p>事業の見直しに当たっては、地域ぐるみの学校安全整備推進事業との一体的な実施や、地域学校協働活動等と連携した取組の実施などを検討されたい。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | <p>◇令和6年度 交通擁護員の配置に関する考え方を整理するとともに、ボランティアと連携した活動について検討を行う。</p> <p>◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。</p> |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|------------------------------|-------------|
| 事業番号 22 | 事務事業名 児童健康管理費(治癒証明書発行手数料) | 所管部課 学務課 |
|------------|------------------------------|-------------|

| | | |
|-----------|--|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 学校保健安全法の規定により、出席停止とされた児童・生徒が学校生活に復帰するに当たり、治癒証明書の発行が必要な場合に、治癒証明書の発行に係る手数料を市が負担し、保護者の負担軽減を図ることを目的としている。 【根拠法令:学校保健安全法施行規則】 | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input checked="" type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容】 学校保健安全法施行規則第19条において、感染症の種類に応じた出席停止の期間の基準が定められている。本市では「治癒するまで」、「学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。」とされた感染症の他、インフルエンザに関して規則で定められた基準よりも早い復帰を希望する場合には、学校において治癒証明書の提出を求めており、治癒証明書の発行手数料については医師会との取決めにより、保護者の負担なく、市が発行手数料を負担している。 【対象者】 ・西東京市立小学校に通う児童 【対象医療機関】 ・西東京市医師会に所属する医療機関 ※医師会が半年に一度治癒証明書発行件数を取りまとめ、市に請求する。 【手数料】 ・一件550円(税込み) ※保護者負担なし | |
| 事業開始時期【5】 | 平成14年度 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 147 | 120 | 559 | 2,145 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費: 手数料 | 147 | 120 | 559 | 2,145 | | |
| | その他: | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 147 | 120 | 559 | 2,145 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 151 | 146 | 146 | 146 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 298 | 266 | 705 | 2,291 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (治癒証明書発行件数) | 1 | 1 | 1 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|---|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①治癒証明書発行件数 | 266 | 217 | 1,016 | |
| ② | | | | | | |
| | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 インフルエンザ等の感染症の流行状況で数値が大きく変動する。 | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 西東京市医師会からは、まん延防止の観点から医師による治癒証明書発行は必要であるとの意見を受けている。また、新型コロナウイルス感染症についても、5類に移行されたことから治癒証明が必要であると意見を受けている。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 多摩26市において、医師による治癒証明書の公費負担を求めている自治体は9市ある。この平均は783円/1件で、本市の手数料は公費負担をしている自治体の中では最も安価である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 感染症のまん延防止の意味合いから、他の事業に比して優先度が高い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 治癒を証明することで、学校生活への復帰が確実・容易になる。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 親権者の経済状態に左右されずに文書を受け取ることが可能である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 医師会との合意に基づく事業内容(文書の発行)であり、妥当である。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 健康な児童・生徒へのまん延防止を目的としており、市費負担が妥当である。 |
| | 事業コスト | 低い | 感染予防のコスト計算は困難だが、文書1件の請求額は極めて低廉である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 年に2回の集計・確認、支払いのみであり過大な負担はない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 感染症(疾病)の治癒証明は、罹患した本人のためだけでなく、健康な児童・生徒への感染症防止の意味合いもある。本件には、文書の発行のための保護者の負担を問う意見もあるが、学校生活におけるまん延防止という観点があり、子どもの平等な教育の機会を与えるためにも市費負担で実施すべき事業である。学校、医師会からも治癒証明の継続については強く求められている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 低い | 事業実施自治体は多くなく、必要性は低い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 代替サービスがなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 私立学校の児童や医師会に所属していない医療機関での受診は対象外である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | インフルエンザなどは治癒証明書によらない判断基準に見直す必要がある。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 一定の受益者負担についての検討が必要である。 |
| | 事業コスト | 高い | 平成30年度評価より単位当たりのコストが倍増している。 |
| | 業務負担 | 普通 | 年2回、請求書類の内容確認を含め、標準的な業務負担と考える。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、実施自治体も少なく、優先度は高くない。実施していない自治体の状況を分析し、本事業の必要性について再検討が必要である。また、前回の事務事業評価で指摘のあった補助対象や内容については、依然見直しが図られていない。特にインフルエンザについては、学校保健安全法施行規則で定める期間を経過した場合の治癒証明の提出は不要であるため、周知徹底を図られたい。また、まん延防止の観点からも、この期間は無理に出席せず療養することが大切であり、この期間を待たず出席する場合の治癒証明書の発行については自己負担を求めるなど、運用について見直す必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、感染症の発生、まん延の防止の観点から、その有用性は認める。ただし治癒証明書の取扱いは各市様々であり、治癒証明の提出を必要とする感染症の種別や、インフルエンザなどにおいて学校保健安全法施行規則で定める出席停止の期間の基準を待たず出席する場合には自己負担を求めるなど、平成30年度の事務事業評価での指摘も含め、改めて他自治体の事例を調査・研究し、関係機関との協議の上、本事業の見直しについて検討が必要である。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 治癒証明について、他自治体の事例を調査・研究しつつ、公費負担のあり方について検討する。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|------------------------------|-------------|
| 事業番号 23 | 事務事業名 生徒健康管理費(治癒証明書発行手数料) | 所管部課 学務課 |
|------------|------------------------------|-------------|

| | | | |
|---|---|--------|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | | 根拠法令等【2】 |
| | 学校保健安全法の規定により、出席停止とされた児童・生徒が学校生活に復帰するに当たり、治癒証明書の発行が必要な場合に、治癒証明書の発行に係る手数料を市が負担し、保護者の負担軽減を図ることを目的としている。 【根拠法令：学校保健安全法施行規則】 | | <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input checked="" type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | | |
| 【事業内容】 学校保健安全法施行規則第19条において、感染症の種類に応じた出席停止の期間の基準が定められている。本市では「治癒するまで」、「学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。」とされた感染症の他、インフルエンザに関して規則で定められた基準よりも早い復帰を希望する場合には、学校において治癒証明書の提出を求めており、治癒証明書の発行手数料については医師会との取決めにより、保護者の負担なく、市が発行手数料を負担している。 【対象者】 ・西東京市立中学校に通う生徒 【対象医療機関】 ・西東京市医師会に所属する医療機関 ※医師会が半年に一度治癒証明書発行件数を取りまとめ、市に請求する。 【手数料】 ・一件550円(税込み) ※保護者負担なし | | | |
| 事業開始時期【5】 | | 平成14年度 | 実施形態【6】 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|--|----------------|----------------|------------------|----------------|-----|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 19 | 15 | 88 | 374 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費： 手数料 | 19 | 15 | 88 | 374 | | |
| | その他： | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | | | | | | |
| 内訳 | 地方債 | | | | | | |
| | その他 () | | | | | | |
| | 一般財源 | 19 | 15 | 88 | 374 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 151 | 146 | 146 | 146 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | | | | | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 170 | 161 | 234 | 520 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (治癒証明書発行件数) | 5 | 6 | 1 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------|---|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | | ① 治癒証明書発行件数 | 33 | 27 | 160 | |
| | ② | | | | | |
| 【11】 | 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 インフルエンザ等の感染症の流行状況で数値が大きく変動する。 | | | | | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 西東京市医師会からは、まん延防止の観点から医師による治癒証明書発行は必要であるとの意見を受けている。また、新型コロナウイルス感染症についても、5類に移行されたことから治癒証明が必要であると意見を受けている。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 多摩26市において、医師による治癒証明書の公費負担を求めている自治体は9市ある。この平均は783円/1件で、本市の手数料は公費負担をしている自治体の中では最も安価である。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|-------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 高い | 感染症のまん延防止の意味合いから、他の事業に比して優先度が高い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 治癒を証明することで、学校生活への復帰が確実・容易になる。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 親権者の経済状態に左右されずに文書を受取ることが可能である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 医師会との合意に基づく事業内容(文書の発行)であり、妥当である。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 健康な児童・生徒へのまん延防止を目的としており、市費負担が妥当である。 |
| | 事業コスト | 低い | 感染予防のコスト計算は困難だが、文書1件の請求額は極めて低廉である。 |
| | 業務負担 | 普通 | 年に2回の集計・確認、支払いのみであり過大な負担はない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 感染症(疾病)の治癒証明は、罹患した本人のためだけでなく、健康な児童・生徒への感染症防止の意味合いもある。本件には、文書の発行のための保護者の負担を問う意見もあるが、学校生活におけるまん延防止という観点があり、子どもの平等な教育の機会を与えるためにも市費負担で実施するべき事業である。学校、医師会からも治癒証明の継続については強く求められている。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|-------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 低い | 事業実施自治体は多くなく、必要性は低い。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 代替サービスがなく、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 私立学校の児童や医師会に所属していない医療機関での受診は対象外である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | インフルエンザなどは治癒証明書によらない判断基準に見直す必要がある。 |
| | 受益者負担 | 課題有 | 一定の受益者負担についての検討が必要である。 |
| | 事業コスト | 高い | 平成30年度評価より単位当たりのコストが倍増している。 |
| | 業務負担 | 普通 | 年2回、請求書類の内容確認を含め、標準的な業務負担と考える。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業は、実施自治体も少なく、優先度は高くない。実施していない自治体の状況を分析し、本事業の必要性について再検討が必要である。また、前回の事務事業評価で指摘のあった補助対象や内容については、依然見直しが図られていない。特にインフルエンザについては、学校保健安全法施行規則で定める期間を経過した場合の治癒証明の提出は不要であるため、周知徹底を図られたい。また、まん延防止の観点からも、この期間は無理に出席せず療養することが大切であり、この期間を待たず出席する場合の治癒証明書の発行については自己負担を求めると、運用について見直す必要がある。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、感染症の発生、まん延の防止の観点から、その有用性は認める。ただし治癒証明書の取扱いは各市様々であり、治癒証明の提出を必要とする感染症の種別や、インフルエンザなどにおいて学校保健安全法施行規則で定める出席停止の期間の基準を待たずに出席する場合には自己負担を求めると、平成30年度の事務事業評価での指摘も含め、改めて他自治体の事例を調査・研究し、関係機関との協議の上、本事業の見直しについて検討が必要である。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 治癒証明について、他自治体の事例を調査・研究しつつ、公費負担のあり方について検討する。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------|
| 事業番号 24 | 事務事業名 教職員研究指導事業費(指導用デジタル教科書) | 所管部課 教育指導課 |
|------------|---------------------------------|---------------|

| | | |
|-----------|---|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 教育の質の向上とGIGAスクール構想の推進を目的とし、指導者用デジタル教科書を使用することで、児童・生徒が画像や動画を交えながら授業が受けられ、学びの充実を図ることができる。また、教員にとっては、板書や教材作成に時間を取られることがなくなり、効率的に授業を進めることができる。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 【事業内容・実施方法】 ・4年に1度の教科書採択に併せて指導者用のデジタル教科書の4年ライセンスを購入 (※小学校算数のみ採択の翌々年度に導入したため、単年度ライセンスを毎年更新した。) ・次回の教科書採択は小学校が令和5年度、中学校が令和6年度 <国庫支出金・都支出金> 令和2年度:学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業) 令和3年度:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | |
| 事業開始時期【5】 | 令和2年度 | 実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 事業費データ | 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 | |
|--------|---------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|-------|----|
| | | 事業費(A)【7】 | 2,871 | 8,950 | 2,376 | 2,376 | 千円 |
| 内訳 | 主要な経費: ライセンス購入費 | 2,871 | 8,950 | 2,376 | 2,376 | | |
| | その他: | | | | | | |
| 財源 | 国庫支出金・都支出金 | 598 | 8,800 | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | その他 (地域福祉基金) | 1,442 | | 2,376 | | | |
| 内訳 | 一般財源 | 831 | 150 | | 2,376 | | |
| | 所要人員(B)【8】 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 人 | |
| | 人件費(C)=平均給与×(B) | 76 | 73 | 73 | 73 | 千円 | |
| | 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | |
| | 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 2,947 | 9,023 | 2,449 | 2,449 | 千円 | |
| | 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (購入ライセンス数) | 82 | 53 | 23 | — | 千円 | |

| 評価指標 | 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|---|------|----------------|----------------|----------------|-------|----|
| | 【11】 | ①購入ライセンス数 | 36 | 171 | 108 | |
| ②教材活用学校数 | | 18 | 27 | 27 | | 校 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 ※購入ライセンス数:教科数×学年数×学校数 令和2年度 小学5、6年生 英語 令和3年度 小学1～6年生 算数 中学1～3年生 英語、数学 中学3年生 国語 令和4年度 小学1～6年生 算数 令和5年度 小学1～6年生 算数 | | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------------------|---|--|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 定期的に行っている学校訪問の際には、教員から、「授業展開の工夫につながり、児童自身の考えを深めることができる。」や、「教材の準備時間が減る。」といった声がかかれた。 | |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 | 導入科目数が西東京市と同等あるいは以下の自治体 小学校(本市:英語・算数) 23市中15市 中学校(本市:英語・数学・国語) 23市中14市 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|--------------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | GIGAスクール構想を推進する観点からも、必要な事業である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 義務教育において実施する内容のため、市が主体となって実施する必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 教員を対象としており適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 教員の指導力の向上や、働き方改革の推進に資しており、適切である。 |
| | 受益者負担 | — | 義務教育において実施する内容のため、受益者負担の考え方に該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して標準的なコストである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 事務負担に比べ実施効果がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 現場で培われた教育実践と最先端のICTを組み合わせることで、児童・生徒にはアニメーションや動画などを使い、通常の板書では説明が難しい内容をわかりやすく解説でき、教師にとっては授業の準備時間の短縮につながるなど、導入されている学年・教科においては有効に活用されている。指導者用デジタル教科書は各自治体の判断で購入しているため、自治体間の経済格差による学力格差が生じないよう東京都に補助について予算要望している。より良い授業を展開していくためにも、今後は対象教科種目及び対象学年を拡大して実施すべきである。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|-----------------------------------|
| A | 事業の必要性 | 普通 | GIGAスクール構想の推進及び教員の働き方改革に寄与している。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 義務教育において実施するものであり、市が主体となるべきものである。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 適切 | 教員が使用しており適切である。 |
| | 事業(補助)の内容 | 適切 | 教員の指導力の向上及び児童・生徒にそのメリットが還元されている。 |
| | 受益者負担 | — | 受益者負担の考え方には該当しない。 |
| | 事業コスト | 普通 | 他自治体と比較して標準的なコストである。 |
| | 業務負担 | 普通 | 過度な事務負担はない。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 補助教材としての指導者用デジタル教科書は、言葉だけでは説明が難しい事物の表現や視覚・聴覚的な刺激など、画像や動画等で示すことで児童・生徒の理解促進に大きく寄与している。また、教材作成時の教員の負担軽減や教材の均質性にもつながっており、教育の質の向上が図られていると言える。4年ごとにライセンス購入の経費は生じるが、ランニングコストがないことや、学校ごとの利活用に差はなく、利用における効果も期待できることから、費用対効果を見ても妥当と考える。一方、従前の指導者用教科書と比べ経費がかかることから、対象教科種目及び対象学年の拡大に当たっては、慎重に判断するとともに、東京都への予算要望等を継続して行うべきと考える。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | 本事業は、児童・生徒の学びの充実や教職員の負担軽減に資するものであり、引き続き活用していくべきである。ただし、児童・生徒の学力向上や、教職員の勤務時間の短縮などの効果、活用状況については定期的な検証が必要であり、検証の結果、効果が認められない場合や活用が十分でない場合には、指導方法や指導体制の工夫・改善を図られたい。 また、対象学年や教科の拡大には財政負担を伴うことから、東京都への予算要望等を継続して行うなど、財政負担が過大とならないよう留意する必要がある。 |

| | |
|----------------------|--|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度以降 教科書の採択に併せ、指導用デジタル教科書の導入を検討する。また、都への予算要望等を継続して行うとともに、各学校における活用状況の検証を行う。 |
|----------------------|--|

事務事業評価シート

| | | |
|------------|-------------------------------|---------------|
| 事業番号 25 | 事務事業名 学校施設開放事業の充実(放課後子供教室) | 所管部課 社会教育課 |
|------------|-------------------------------|---------------|

| | | |
|---------|--|--|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的【1】 | 根拠法令等【2】 |
| | 西東京市立小学校の施設を開放し、地域住民の参画を得て、地域の実情に合わせて、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを行う。 【根拠法令等】西東京市立学校施設開放規則、西東京市立学校施設開放(放課後子供教室事業)実施要綱 | <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要【3】 | |

各小学校に設置されている学校施設開放運営協議会(以下「運協」)に委託し、①校庭開放、②学習活動の機会提供を行う。主な対象者は、小学生とするが、幼児や保護者等も参加することができる。
 ①放課後や休日等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点及び居場所の確保として、校庭や体育館を開放。運協構成員のほか、放課後サポーター(2人以上)を配置。
 ②子どもたちへの様々な体験、交流及び学習活動の機会の提供を行う。運協構成員と放課後サポーターのほか、必要に応じ学習アドバイザーを配置。
 ①②ともに、全ての子どもたちが放課後子供教室に参加できるよう、学童クラブとの連携を図っている。

【活動時間】
 ・3月～10月：放課後から17時30分まで、土日祝は9時から17時30分までの間の4時間
 ・11月～2月：放課後から16時30分まで、土日祝は9時から16時30分までの間の4時間
 <国庫支出金・都支出金>東京都放課後子供教室推進事業費補助金

| | | | |
|-----------|-----|---------|---|
| 事業開始時期【5】 | 合併前 | 実施形態【6】 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |
|-----------|-----|---------|---|

| 項目 | 令和2年度 (決算額) | 令和3年度 (決算額) | 令和4年度 (決算見込額) | 令和5年度 (予算額) | 単位 |
|---------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----|
| 事業費(A)【7】 | 25,110 | 28,526 | 35,328 | 38,373 | |
| 内訳 | | | | | |
| 主要な経費： 報償費、委託料 | 21,385 | 25,641 | 32,912 | 35,783 | |
| その他： 役務費、消耗品費等 | 3,725 | 2,885 | 2,416 | 2,590 | |
| 財源 | | | | | 千円 |
| 国庫支出金・都支出金 | 5,909 | 8,846 | 13,523 | 15,609 | |
| 地方債 | | | | | |
| 内訳 | | | | | |
| その他 (施設、夜間照明使用料) | 887 | 1,206 | 1,652 | 1,447 | |
| 一般財源 | 18,314 | 18,474 | 20,153 | 21,317 | |
| 所要人員(B)【8】 | 0.65 | 0.65 | 0.65 | 0.65 | 人 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 4,910 | 4,748 | 4,748 | 4,748 | 千円 |
| 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 30,020 | 33,274 | 40,076 | 43,121 | 千円 |
| 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ (実施日数) | 36 | 26 | 17 | — | 千円 |

| 指標名 | 令和2年度 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 | 単位 |
|------------------------|---|----------------|----------------|-------|----|
| ①実施日数 | 844 | 1,260 | 2,314 | | 日 |
| ②参加人数 | 13,512 | 20,114 | 42,301 | | 人 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 | 令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止により一部実施できなかった。 | | | | |

【11】

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など) | 令和4年度実施のサマー子供教室アンケート調査によると9割以上が満足され、学校内での居場所の事業は安心して参加でき、是非継続してほしいとの回答が多数である。一方で、委託先である運協からは、体験・交流・学習活動について、人材の継続的な確保などの課題や、事業実施の負担感が意見として挙がっている。 |
| | 他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など) | <input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 国、東京都が推進しているため、都内26市全てで実施している。 |
| | 代替・類似サービスの有無【15】 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 保護者の就労状況を問わず利用でき、大人(放課後サポーター等)の見守りのもと、安全・安心な居場所を提供する事業は他にない。 |

【一次評価】

| 検証項目【16】 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|---|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 放課後の子どもたちの居場所の提供や、様々な体験や学習機会の提供に資する取組である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 民間等によるサービス提供の例はなく、全ての子どもたちの居場所の確保に努める必要がある。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 体験・交流・学習活動について、全校での実施ができていない。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 様々な体験・交流・学習活動の提供ができていない。 |
| | 受益者負担 | 適切 | 市が負担すべき事業である。 |
| | 事業コスト | 普通 | 都の補助金要綱の範囲内の金額設定であり、他自治体と比較して事業コストは普通と考える。 |
| | 業務負担 | 多い | 地域住民で構成された運協委託であり、毎月、放課後サポーター等個人の勤怠管理業務がある。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 一次評価【17】 | | 評価の判断理由及び現状の課題など【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 保護者の就労状況を問わず、全ての子どもたちの安全・安心な居場所の確保に、本事業が寄与するところは大きい。一方で、校庭開放は全校実施できているものの、学習の機会提供は実施校に差が生じている。委託先である運協からは、学習の機会を提供できる人材や運営する人材の継続的な確保の課題、事業実施の負担感が意見として挙がっている。課題解消のため、人材の紹介、運協同士の人材交流も含めた運営体制のサポートを引き続き行うとともに、なお事業実施が困難な学校については、民間企業委託の導入も検討していく。 | |

【二次評価】

| 検証項目 | | 判定 | 判定理由 |
|--|-----------|--|---|
| A | 事業の必要性 | 普通 | 放課後の子どもたちの居場所の提供や、様々な体験や学習機会の提供に資する取組である。 |
| | 実施主体の妥当性 | 適切 | 民間サービスとして実施されている事例もあるが、地域連携の視点では妥当である。 |
| B | 事業(補助)の対象 | 課題有 | 学習の機会提供事業については、全校での実施ができていない。 |
| | 事業(補助)の内容 | 課題有 | 学習の機会提供事業については、実施手法の見直しが必要 |
| | 受益者負担 | 適切 | 市が負担すべき事業である。 |
| | 事業コスト | 普通 | 1校1日当たりの実施コストとしては普通であると考え。 |
| | 業務負担 | 多い | 勤怠管理業務や運協からの相談対応など負担が大きい。 |
| 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 | | | |
| 二次評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 国及び東京都が推進している事業であり、小学校施設(校庭)を開放し、放課後等における子どもたちの安全で健やかな活動拠点(居場所)づくりを目的とした学校施設開放事業(放課後子供教室)の取組については、健全育成の観点からも必要性は高く、子どもたちの成長に大きく寄与していると考え。一方で、一次評価にもあるとおり、校庭開放は全18校で実施されているが、学習の機会提供事業については人材確保に課題があり12校の実施に留まっている。今後は、コミュニティ・スクール事業により配置される地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員などとも連携し、地域の力を生かした事業とするとともに、NPO団体や民間企業等との協働による課題解決についても検討されたい。 | |

【外部評価】

| 外部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|---|--|---------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | (対象外) | |

【行革本部評価】

| 行革本部評価【17】 | | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】 | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 | | 本事業のうち、学習活動の機会提供事業の実施校については、平成25年度の事務事業評価時と比較して増加していることは評価するものの、人材確保の課題などから、全校実施には至っていない。全校実施に向けて、学校施設開放運営協議会と連携し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、地域の力を活用した人材の確保について検討をされたい。 なお、民間委託を行う場合は、学校施設開放運営協議会への委託との経費比較を行い、経費の増大が見込まれる場合は、事業の仕組みの見直しを含めて検討し、新たな財政負担が生じないよう留意する必要がある。 | |

| | |
|----------------------|---|
| 改善の方向性と今後のスケジュール【19】 | ◇令和6年度 児童青少年課や図書館などの庁内と連携した出前講座を継続して行い、提供メニューの充実を図るとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、地域の力を活用した人材の確保に向けた検討を行う。 ◇令和7年度以降 令和6年度の検討結果を踏まえた対応を行う。 |
|----------------------|---|

令和5年度
西東京市事務事業評価報告書

令和6年2月

発行 西東京市企画部企画政策課
西東京市南町五丁目6番13号（田無庁舎）
電話 042-460-9800（直通）